

## はじめに

渋谷陽一郎

### ●本書のタイトルについて

本書は、当初、『Q&A1000 家族信託大全』をメインタイトルとして企画されたものである。しかし、Q&Aの合計数が、原稿作成の過程で想定していた1000を超えて、1229となってしまった。『Q&A1229 家族信託大全』をメインタイトルとする案もあったが、最終校正作業時でもQ&Aの数は変動し得る。そこで、急速、編集部の判断で、メインタイトル『Q&A 家族信託大全』とされた。サブタイトルは当初の予定通り「金融機関と士業者のための民事信託支援業務」となった。

### ●想定する読者や内容等について

本書は、主たる読者として、民事信託・家族信託に関心を持つ士業者の人々、金融機関の人々、事業者の人々、福祉関係の人々などを想定している。もちろん、信託の利用者である市民の皆さんにも役立つことができればとの想いから、専門家にとっては当然であると思われるような知識や疑問も、極力、省略しないようにしたつもりだ。

本書は、通読というよりも、Q&A形式で、必要なときに、必要な箇所を拾い読みしていただくことを想定している。個別のQ&Aは一覧してわかるように、なるべく、簡潔なものとするように努めた。それゆえ、物足りない箇所もあるかもしれない。一方、本書は、各Q&Aを完結させるため、全体として贅肉をはぎ取るような体系化を断念している。

本書は、これまで筆者が、改正信託法の施行以来、民事信託の普及に至る約16年の間、年代順にランダムに執筆してきた項目を整理して、かつ、それらの記述を可能な限りアップデートしたものを中核として、全体として書き下ろしたものである。それゆえ、Q&Aの項目には、過去にその骨格を示したものと、最近、アップデートしたものと重複もある。

この点、信託法改正以来、生成されてきた民事信託の実務と理論の形であるが、その全体像や各論点に関する一応の結論が、どのような議論、問題意識、リスク感覚をもとに形成されてきたのか、この分野へ新たに参入

された人々には、わからなくなってしまうものも多いだろう。実務というものは、一旦、出来上がった形となってしまうえば、それがなぜ、そうなったのか、その原因や理由が忘れられてしまうことも少なくないからだ。

なお、本書の構想と製作自体が、5年近くかけたものであり、当初の問題意識が、既に解決済となっている箇所もあるかもしれない。もっとも、あるべき民事信託の実務（ベストプラクティス）に向けての試行錯誤の旅は、未だ途半ばである。今後、どのように変化していくか、わからない（その焦点の1つが、民事信託の基本インフラの1つである信託登記の実務と理論の変化であり、それは現在進行中である）。2007年の信託法改正の施行以降の16年間、どのような問題意識を持って、民事信託の実務の形が作られてきたのか、知っておきたい。これからの民事信託の実務と理論の展開、そして、応用問題への対処は、これまでの多数の人々の知恵の集積を土台として、行われるはずであるからだ。

## ●民事信託支援業務における情報収集義務と情報提供義務（東京地判令和3年9月17日）

従来、民事信託・家族信託に関する書籍は、その法的問題を中心とする50から100問程度のQ&Aの分量で構成されてきた。確かに良書も多い。しかし、Q&Aの数の制約から、その全体像を網羅できない、あるいは、細部まで説明できない、周辺部分が手薄となる、という憾みがあった。民事信託・家族信託が関係する領域は広く、かつ、仔細である。専門の士業者であっても、どうしても知識漏れが生じてしまう場合がある。一片の論点落ちや見逃しでさえ、民事信託・家族信託の組成や運用の致命傷になりかねない。

このことは、家族信託の周辺知識に関する専門家の情報収集義務、そして、情報提供・リスク説明責任を示した東京地裁令和3年9月17日判決が、厳肅にも証している（同判決の内容は、本書の該当箇所そして渋谷陽一郎『裁判例・懲戒事例から学ぶ民事信託支援業務の執務指針』（民事法研究会、2022）を参照されたい）。とりわけ、周辺知識に関連したリスクの見落としは、家族信託に携わる専門家にとって致命的である。

そこで、本書は、民事信託・家族信託の実務で必要とされる各周辺事項も、主にリスクの観点から、横断的に一冊で網羅できる参考書として、構

成している。それでも、そのカバー率は不完全なものである。しかし、極力、民事信託・家族信託の実務のための辞書代わりに使用することができるように苦心し、配慮した。本書は、1229問の選択とその解答のすべてが、単独の筆者によるものである。共著書にあるような見解の不統一はない。本書に不足があるとすれば、それは、筆者の力量不足に他ならない。

### ●民事信託取扱に関する金融の仕組みの詳解

本書の特色の1つは、金融機関における民事信託取扱業務の細部を詳述したことである。筆者は、かつて、金融機関における「信託口」口座の取扱いの開始とその拡大こそが民事信託の普及につながるとの想いの下、2016年から金融機関と民事信託に関わる諸論稿を公表してきた。

筆者による民事信託向けの金融インフラの仕組みの検討は、筆者が、銀行本部にて金融商品の開発や法務コンプライアンスを担当していた当時の経験に基づく。当初、筆者が提案する「信託口」口座などは、システム上、実現不可能であるとの反応が多かったが、今では、少なからずの金融機関にて実務化されている。そこで、本書でも、民事信託・家族信託に係る金融機関の方法を取り上げ、できるだけディテールに至るまで、その信託専用の預金口座や信託案件に対する融資などの実務の内容を検討している。

本書のQ&Aでは、未だ「信託口」口座や信託内融資を取り扱う金融機関が、ほとんど存在しなかった頃の記述も残しているので、どのような発想から「信託口」口座や信託内融資の金融技術が生まれたのか、何が特色なのか、そして、どのような点に悩みがあるのか、などが一覧できると思う。土業者らが的確に利用者に対して民事信託支援業務を行うためには、それら金融の仕組みの内容と限界、そしてリスクを理解することが不可欠である。

### ●第14章掲載の金融機関について

本書第14章では、民事信託・家族信託に取り組む先進的な金融機関のサービスの内容を紹介しているが、プレスリリースやホームページ等は、当該金融機関への確認を得たものに限って掲載している。本書に掲載させていただいた金融機関は、民事信託・家族信託の創成期にあって、高齢社会における新しい金融技術としての民事信託取扱業務を切り拓いてきた金融

機関であり、パイオニア金融機関である。ここで敬意を表しておきたい。

本書の読者も、民事信託・家族信託のための「信託口」口座等のニーズがあれば、民事信託取扱業務の経験に富んだ金融機関に相談していただきたい（実際にサービスが受けられるか否か等は、各金融機関の取扱基準等に応じることに留意したい）。なお、「信託口」口座という用語は、信託口座とも表記され、どちらの表記でも通用しているが、本書では、なるべく「信託口」口座として統一するように心がけた。

### ●ご寄稿いただいた諸先生方の玉稿について

ここで、本書（と本書の読者）に対してメッセージを寄せていただいた諸先生方を紹介しておきたい。各先生の紹介をもって、筆者の心からの感謝に代えさせていただきたい。以下は玉稿の掲載順であるが、道垣内弘人教授の推薦の辞以外は、編集作業が時間を押して慌ただしく進行する状況下、原則、各先生の玉稿のゲラが校了した順に掲載させていただいた（実際、道垣内教授の玉稿のゲラの校了が一番早く、それに続いて、井上弁護士玉稿のゲラが校了している）

#### 【道垣内弘人教授】

道垣内弘人教授は、民事信託に携わる者で知らぬ人はいない信託法研究の最高峰である。万が一にも道垣内教授の名前を知らないという民事信託の関係者がいれば、その人はモグリである。道垣内教授は、民事信託の実務家が常に参照する基本書の『信託法』（有斐閣）の著者であり、また、民事信託の実務で困ったときの海図である『条解信託法』（弘文堂）の編著者である。いまさら筆者が紹介するまでもない信託法の権威である。本書が、道垣内教授から推薦を得られたのは、奇跡のような僥倖であった。

#### 【井上聡弁護士】

井上聡弁護士は、四大法律事務所の長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、商事信託の法務実務の権威である。能見善久＝道垣内弘人編著『信託法セミナー』シリーズ（有斐閣）の共著者でもあり、『信託法の仕組み』（日経文庫）をはじめ、信託法に関する著書も多い。筆者が信託銀行の法務部長を務めていた時期、毎週のように、井上弁護士に、信託法をめぐる問題について相談させていただいた。井上弁護士は、どんな信託法の難問でも、質問したその場で、イエスかノーかを的確に即答してくれる、切れ味の良いナイフというか、いわば弁護士の鑑というべ

き存在である。

### 【田中和明主幹】

田中和明主幹は、現在、三井住友信託銀行法務部研究主幹を務める。田中主幹は、同信託銀行の法務部長を経て、改正信託法の法制審議会信託法部会の委員という重責も果たした信託業界の著名な論客である。さらには、数多くの大学で信託法を教える教育者であり、研究者でもあり、名著『新信託法と信託実務』や『信託法務』（ともに清文社）の著者でもある。筆者は、信託法改正作業当時から、田中主幹の警咳<sup>けいがい</sup>に接する僥倖を得て、改正信託法の制定作業の経緯や個別条文の策定理由を、じっくりと学ぶことができた。

### 【伊庭潔弁護士】

伊庭潔弁護士は、日本弁護士連合会（日弁連）の信託センター長という重責にあり、弁護士界における民事信託分野の第一人者である。実務の役に立つ『信託法からみた…』シリーズ（日本加除出版）の編著者でもある。日弁連による民事信託活動が活発化したのは、伊庭潔弁護士が信託センター長に就任してからであり、以来、日弁連が、民事信託の実務の理論をリードしている。本書にて、近年における日弁連信託センターの見解と活動成果を、数多く取り上げている所以である。伊庭弁護士の民事信託に対する志と使命感には、本当に頭が下がる。わずかに数年で各地弁護士会を横断する民事信託のための全国組織を展開し、弁護士会と金融機関や公証人らとの民事信託ネットワークも生成されつつある。ちなみに、伊庭弁護士の愛犬である柴犬ぼんぼんは、カレンダーにも登場する美犬であり、地元下北沢のアイドル犬である。

### 【横山亘次長】

横山亘次長は、現在、東京法務局民事行政部次長として登記行政の重責の一端を担う。横山次長は、信託登記の実務に強い影響を及ぼした名著『信託に関する登記』（テイハン）の著者でもある。当時、筆者も、オレンジ色の特色ある装丁の同書を、熟読したものである。さらには、数年前の月刊登記情報の連載「照会事例から見る信託の登記実務」も話題となり、信託登記の実務家だけでなく、広く民事信託に携わる専門家の必読の論稿となっている。横山次長は、幾度も本省民事局に所属し、信託登記の理論の発展に寄与してきた。筆者も、横山次長の登記制度に対する明察と愛情には、常々、深く共感するものである。信託登記の理論の完成に向け

て、これからも協働していきたい。

### 【川北英隆教授】

川北英隆教授は、京都大学で経済学を教えてきた日本における証券投資理論（『日本の株式市場の構造変化』東洋経済新報社）の草分けである。日本ファイナンス学会会長や日本証券アナリスト協会副会長も歴任している。また、川北教授は、日本生命で取締役投資本部長まで務めた実務家でもあり、世界各地の登山を制した山登りの達人でもある。川北教授は、バブル経済の時期の1990年、名著『第三世代の金融』（東洋経済新報社）を世に問い、我が国に金融工学を紹介し、信託を活用した証券化を、日本の金融制度に導入することを最初に提唱した一人である。筆者も影響を受けた。その後、証券化は、我が国の信託の展開を牽引した。

京大教授の枠に収まらない川北教授の辛口ブログも健在で好評である。東日本大震災の原発事故当時、筆者の子供のために京都からミネラルウォーターを届けていただいたやさしさも忘れられない。

### 【山北英仁社長】

山北英仁社長は、現在、ふくし信託会社の代表取締役社長を務め、長年の構想であった福祉型信託の普及に努める。山北社長は、（一社）民事信託推進センター創設の中心人物の一人であり、現在に至る民事信託の普及を実現した黒子であり、かつ、大黒柱でもある。また、山北社長は、涉外司法書士協会の創設者の一人でもあり、涉外登記の実務の権威として『涉外登記の実務』シリーズ（日本加除出版）などのロングセラー本の著者としても知られる。信託法の国会附帯決議（福祉型信託）を実現した日本司法書士政治連盟（日司政連）の副会長でもあった。

筆者は、山北社長とは、改正信託法の成立時、同氏が日本司法書士会連合会（日司連）の理事を務めていた頃から、民事信託の実務の実現と普及に向けて議論をしてきた同志（山北社長は大先輩であるが）である。山北社長は、佐藤純通執行部の下、日司連における初代の信託の担当理事であり、日司連の信託チームの創設者であった。今後ともお元気で、山北節を聞かせてほしい。

### 【金森健一弁護士】

金森健一弁護士は、筆者がわざわざ紹介するまでもなく、民事信託の論争家として有名人である。『民事信託の別段の定め』（日本加除出版）の著者でもある。金森弁護士は、信託会社の創設から運営までを委ねられた

経験から、営業信託の実務の細部も知る貴重な人物である。数年前に独立し、民事信託の相談、契約や訴訟などの実務を行う金森事務所は、民事信託を知悉した数少ない専門法律事務所である。筆者と金森弁護士とは、民事信託の実務をめぐる意見の対立から遺恨試合に至ることも多々あるが、金森弁護士の真の姿は、涙もろい、奥さん思いの心優しい二児のお父さんである。これからも、民事信託のリアルファイトに果敢に挑むと同時に、どうか子供と過ごす時間を大切にしてください。

#### 【杉山淳二会長】

杉山淳二会長は、新生銀行の元会長であり、また、三和銀行の取締役企画部長やUFJ銀行の常務取締役などを歴任された最後のバンカーの一人である。杉山会長は、不良債権時代の金融再編に大活躍したことで知られ、激動期の当時を描いた金融小説にもカミソリ杉山として登場する著名人でもある。筆者は、銀行在籍時、杉山会長から、直接、金融の理念、歴史、その仕組みを学び、バンカーとしての矜持を教えていただいた。筆者にとっては本当に楽しかった思い出の日々である。本書にて金融の仕組みを詳述することが可能となったのは、杉山会長の教えの賜物であり、感謝する他ない。

#### 【大貫正男司法書士】

大貫正男司法書士は、成年後見制度の創設に尽力した一人として、2000年、成年後見センター・リーガルサポートの初代理事長となる。そして、2011年、司法書士の有志とともに民事信託推進センターを創設し、さらには、2013年、民事信託士協会を創設することで、民事信託の推進に努めた。大貫司法書士は、司法書士による財産管理業務の礎を作った立役者であり、現代司法書士制度の中興の祖の一人である。1980年代、司法書士による社会的実践活動に向けて人権元年を宣言した当時の全国青年司法書士協議会の会長でもあった。大貫司法書士には最後の最後の土壇場でご入稿いただき至極恐縮の至りであるが、後見や信託に従事する司法書士であれば、大貫司法書士の名を知らぬ人はいない。これ以上、筆者が余計なコメントをするまでもない司法書士界のレジェンドである。

#### 【春口剛寛司法書士】

春口剛寛司法書士は、2023年秋現在、日本司法書士会連合会（日司連）の理事として、日司連における後見と信託の担当者として活躍している。春口理事は、信託法を学ぶため新井誠教授に師事したと聞いており、研究

論文もある民事信託分野における期待の人である。

今回、春口理事には、日司連を代表してご寄稿いただいたが、日司連におかれては、全国の司法書士の民事信託政策の司令塔としての中立公正で視野の広い活動を期待すると共に、司法書士を真の信託の専門家とするため、司法書士試験の出題範囲として、従来の信託登記だけではなく、実体法である信託法を試験科目とすることに尽力されることを、ぜひとも願いたい。

なお、筆者は、民事信託の泰斗であり、福祉型信託の提唱者でもある新井誠教授からも、日頃、温かいご指導を受けている一人であるが、本書のご寄稿者の中に、新井教授の名前がないことで、古い言葉ではあるが、クリープの入っていないコーヒーのような印象が読者が受けるとすれば、それはひとえに筆者の責任である。本書のQ1184を参照されたい。また、一橋大学名誉教授で民事訴訟法学の泰斗である小林秀之教授には、本書が刊行できるのかどうか、とても心配していただいた。この小文をもって、無事、刊行にまでこぎつけることができたことをご報告させていただきたい。

筆者は、現在、光が丘司法書士事務所を運営し、民事信託支援業務や信託登記代理業務を取り扱うが、この四半世紀の間、信託銀行法務部長、銀行本部での商品開発や法務コンプライアンス、格付アナリスト、司法書士などとして、様々な立場から、信託の実務の世界を経験してきた。日本における信託を用いた証券化の実務化の創成期を経験したことに加え、信託法改正作業時から16年以上にわたり、民事信託・家族信託の生成と普及の過程をつぶさに見てきたことで、二度の日本における信託普及の波を体験することができた。それゆえ、筆者は、民事信託・家族信託が生成され、今のような形に至るまで、多くの人々の努力と情熱と喜怒哀楽があったことを証言できる。本書を、それら多くの人々の「民事信託の青春」に対し、その一里塚として捧げたい。

なお、本書は、(株)日本法令の大澤有里さんの支援を得て企画され、製作されたものである。大澤さんは、2016年以降における家族信託の普及を牽引した「家族信託実務ガイド」の創刊を担ったアイデアパーソンであり、日本の中でも家族信託に最も詳しい編集者の一人である。本書



も、大澤さんの支援なしでは実現することができなかった。大澤さんには、本書に掲載した金融機関との折衝も行っていただき、スッキリしたレイアウトのQ&Aも構成してもらった。家族信託実務ガイドは、多くの人々に惜しまれつつ2022年12月をもって休刊してしまったが、本書の存在が、同誌に少しでも代わることができれば幸いである。

筆者は、かつて、民事信託の実務と理論の生成と交錯させる形で、長男の闘病や子育ての記録を発表したことがあったが（「子供と歩んだ民事信託の夜明け」金融法務事情2134号）、本書に含まれる問題意識や論点の中には、筆者が、看病や子育てをしながら、信託の利用者の立場として考えてきたものも多々ある。あわせて長男の存在にも感謝しておきたい。

太平洋をはさんだ隣国の米国では、30年以上も前から、実に多く人々が、当然のことのように家族信託を利用している。今、日本では、その第一歩を踏みだし始めたばかりである。民事信託・家族信託の真の普及はこれからであり、そして、一般の人々に信託が浸透していく「信託の民主化」が始まる。民事信託・家族信託というジャンルは、外部の人々から批判的に見られることもあるが、地域における市民の権利保全の手法として、これからも、民事信託・家族信託の実務に携わる人々の手によって、しっかりと守っていかなければならない大切な分野である。本書が、民事信託・家族信託の実務に関心を持つ皆さんの「虎の巻」となれば、筆者には、これ以上の喜びに勝ることはない。

## 推薦のことば

あるデータベースで検索すると、書名に「民事信託」という言葉が含まれる書籍は、50冊以上ある。「家族信託」という語で検索しても、ほぼ同数の書籍となる（重複はほとんどない）。最も元氣な法分野の一つである。

その中において、渋谷陽一郎さんの単著は、『民事信託における受託者支援の実務と書式』（民事法研究会、2016年）、『民事信託のための信託監督人の実務』（日本加除出版、2016年）、『民事信託の実務と書式：信託準備から信託終了までの受託者支援』（民事法研究会、2017年〔第2版、2020年〕）、『裁判例・懲戒事例に学ぶ民事信託支援業務の執務指針』（民事法研究会、2023年）の4冊。渋谷さんは、それ以外にも、『登記情報』、『市民と法』、『信託フォーラム』、『家族信託実務ガイド』、『金融法務事情』、『登記研究』などに多くの論文を書いている。つまり、最も元氣な法分野の最も元氣な論者の一人なのである。

そのような旺盛な執筆活動において、大著が一つ加わるようになった。本書『Q&A 家族信託大全』である。

その題名からすると、民事信託の関係者が、実務上困ったときにとるべき対応が整理されている本のように思われるかもしれない。たしかに、渋谷さんは、その種の質問に対して、最も的確な回答のできる方の一人であり、本書にはそのような性格のQ & Aも多く含まれている。しかし、それだけではない。渋谷さんが、的確な回答のできる能力を得るにあたって払われた努力のエッセンスが満載されている。

民事信託に関係する様々な報告書、統計数値、さらには歴史まで、広く、かつ整理された内容が、私たちを民事信託の根本についての正しい理解に導いてくれる。

『Q&A 家族信託大全』という題名が、それを正しく表している。ちょっと困ったときにQを立てて、Aを見ることもできるが、通読すべき章も多い。「Q&A」であり、かつ、「大全」なのである。

さあ、整理された項目から、著者の努力のエッセンスを頂戴しよう。

道垣内弘人

専修大学法科大学院教授

## 民事信託を利用する際の留意点

弁護士 井上 聡

信託は、委託者が受託者を信じて大切な財産を託し、受託者がそれを引き受けて受益者のために財産を管理したり処分したりする制度である。日本では、かねてより、信託銀行や信託会社が受託者となり、その顧客に対して信託サービスを提供してきた。しかし、近時、個人等が受託者となって、民事信託を引き受ける事例が急増している。その中には、信託の基本を理解しないまま、個人が委託者あるいは受託者となる例が少なくない。個人が、家族が設定した信託の受益者となったものの、受益権の内容が判然とせず、期待どおりの結果が得られないこともある。

委託者は、受託者を信頼して財産を託し、信託目的を実現しようとするわけだが、信託は魔法ではない。信託によって何ができ、何ができないのか、信託によって何を失い、何を得るのかを知ったうえで、信託を利用する必要がある。

受託者は、委託者の信頼を得て財産の管理処分を引き受ける。受託者は、信託財産の管理処分権限を有するが、この権限を受益者のために行使する義務を負う。受託者による権限の行使は、権利ではなく、義務であり責任である。

受益者は、複数人が予定されているときは、同時に複数存在する場合であれ、何らかの事由の発生によって変更される場合であれ、信託財産を分け合う関係にある。分け合う関係は、取り合う関係でもある。分け方が不明確な場合、紛争が生じやすい。

本書は、家族信託を中心とする民事信託に関する1000問を超える設問について、ていねいに解説を付して回答する労作である。著者は、Q&Aの形式で、民事信託の現状について、民事信託を取り巻く状況から、金融機関や専門家による民事信託への関わり方、さらには現に行われている民事信託の実際を詳しく紹介するとともに、民事信託を利用する際のポイントとして、信託財産を引当てとする借入れ、信託口座の開設、信託当事者の相続等にまつわる諸問題を取り上げ、実務的な指針を示す。著者は、信託の基本を理解したうえで、長年にわたって多数の民事信託に関与してきた経験を生かし、実に多くの留意点や問題点を挙げて、その対処法・解決法を検討している。1つ1つの論点の分析や対処へのアプローチについては、意見が分かれる点もあると思われるが、信託実務に通暁する著者が作成した設問と、それに対する回答・解説の数々は、民事信託に関わる者にとって気づきの宝庫と言えよう。

委託者・受託者・受益者等の民事信託の当事者や、民事信託の当事者から相談を受け、信託契約の作成、信託の設定及び信託事務の処理について助言を与える民事信託の専門家や、民事信託の受託者から信託口座の開設を求められ、あるいは信託財産を引当てとする融資を申し込まれた金融機関のいずれもが、本書を参照し、検討すべき諸々の問題に気づき、民事信託の適切な利用に向けて工夫を重ねることを、心より期待するものである。

## 民事信託のアドバイス業務

三井住友信託銀行法務部研究主幹

田 中 和 明

私は、度々「平成18年の信託法の特徴は何か」と聞かれることがあるが、その度ごとに、「デフォルト・ルール化である」と答えている。この「デフォルト・ルール化」については、一部の研究者や実務家から、家族や親族を受託者とする「民事信託」（または家族信託と呼ばれているが、ここでは「民事信託」という。）においては、受託者の義務を軽減することにつながり、受益者保護の観点からは望ましくないとの声が聞かれる。しかしながら、「デフォルト・ルール化」は、信託行為（信託契約等）の定めで、自由に信託の設計を行うことを可能とし、委託者の意思を自由に反映させることができることを意味する。商事信託のようにパターン化された信託よりも、委託者の様々な意思を反映される民事信託にこそ必要とされるものなのである。

近年、民事信託においては、弁護士、司法書士等の士業の方々が、アドバイス業務を行うことが多くなっているが、民事信託のアドバイザーにおいては、委託者の意思をいかに実現していくかが求められる。この委託者の意思には、それぞれの委託者ごとに、自らの生活・療養のための財産の管理や、配偶者の生活のための財産の管理、さらには、意中の子への財産の承継や公共の機関への財産の寄付等、様々なニーズがある。

また、委託者を取り巻く環境や委託者自身の健康状態が変化していくこともあり、とりわけ、高齢者の場合には、意思能力の低下という問題が伴う。そのため、信託の設計を行う場合、すなわち、信託契約書等の作成を行う際には、様々な状況を想定しなければならない。さらに、信託にこだわらず、場合によっては、委

任による代理や成年後見等も視野にいれてアドバイスしなければならない。

民事信託においては、受託者になる者も家族・親族であることから、状況に応じて、一定の範囲で受託者の義務や責任を軽減した方が適切な場合や、逆に受託者の義務や責任をデフォルト・ルールよりも厳格化したほうが望ましい場合も考えられる。

また、受益者の権利についても、状況に応じて様々な行使方法を定めておくことや共同受託とすること、さらには、信託監督人、受益者代理人や受益者としての権利を付与した第三者を指定しておくことも考えられる。自己信託の活用も有効である場合がある。

民事信託のアドバイスをしている士業等の方々からは、いろいろなことを想定して契約書を作っているときりが無い、一旦契約にしてしまうと逆に状況が変化した場合に足かせになる、話し合いをしても争いが起る場合には起る、との声も聞こえてきそうである。

しかしながら、やはり、できるだけ考え得ることを想定して信託契約書等を作成するのがアドバイザーとしての仕事なのではないかと思う。

以上のようなことを考えると、本書『Q&A 家族信託大全』は、民事信託の様々な状況を想定して、その対処方法を教えてくれる玉著であり、民事信託のアドバイス業務のためには最適の書ではないかと考える。本書を開くと、渋谷陽一郎氏が、様々なところから、様々なアドバイスをしてくれる。民事信託に関与している方々は、是非、ご一読いただきたい。

ところで、最近、渋谷陽一郎氏に強力なライバルが出現した。ChatGPTに代表されるAIである。AIについては、その進歩は著しいものがあるといわれていたものの、どこか遠い国の他人事であったが、昨年から今年にかけて、ChatGPT等の出現により、わが国においても、その一般化、大衆化が急速に進み、とど

まることを知らない。

AIについては、著作権の保護等の問題もあり、開発を規制すべきであるとの動きもみられるが、有用な機能を制限することには、なかなか難しい問題があるようである。

AIは、あらゆる業務に大きな影響を与え、近い将来、現在の私の仕事の多くが代替されることが想定される。この予想は間違っていてほしいが、多分当たっているであろう。

民事信託のアドバイス業務についても、AIの関与が不可欠になることは時間の問題であり、今後は、いかにアドバイス業務にAIを活用するのか、さらに、どのようにしてAIを超えていくのかが、最も重要な点になるであろう。

民事信託のアドバイス業務を志す人にとっては、大変な時代になったものである。



## 民事信託における実務家の役割

日本弁護士連合会信託センター長  
弁護士 伊庭 潔

我が国において、民事信託が本格的に利用されるようになり4～5年が経過しました。いずれ振り返ると、この原稿を書いている2022年ころは“民事信託の黎明期”だったといわれるのではないかと思います。これから、民事信託は発展期に入っていきることになりますが、実務家の役割がますます重要になってくることは確実です。

信託では、広汎に信託行為における私的自治が認められ、利用者が柔軟に信託行為の内容を定めることができます。その結果、本来、信託法が想定していない使われ方をされることがあります。その中には、民事信託を違法に利用したり、違法ではありませんが不適切に利用することが行われています。前者としては、民事信託を利用し脱税を行っている例や信託財産に属する財産の登記留保を勧めている例が、後者としては、受益者の利益ではなく、受託者兼帰属権利者となっている委託者の推定相続人の利益のために民事信託が利用されている例が挙げられます。

また、民事信託にはメリットもあれば、当然、デメリットもあります。メリットは、受託者による資産の運用や借入れが可能であることや、委託者の意思に基づき、制度利用を止めることができる点などがあります。他方、デメリットとしては、民事信託は財産管理や財産承継のための制度であり、成年後見制度のように身上保護のためには利用できない点などがあります。民事信託を適切に活用するには、これらのメリット・デメリットを十分に理解した上で、民事信託に適する事案に対し、適切な内容の信託行

為を設定することが大切です。しかし、“黎明期の民事信託”では、民事信託が目新しい仕組みであることに目を付け、それを収益源とするため、本来であれば、任意後見や遺言を利用することが適切な事案にも民事信託を勧め、多額の報酬を得ている実務家が多数見受けられます。

信託に対しては過度に税制の網が掛けられていることから分かるように、歴史的には、不正な目的に利用される疑いを持たれている制度です。そのため、民事信託に関わる実務家はその疑念を晴らすような使い方をしなければ、民事信託の健全な普及および発展は望めません。前記のような違法または不適切な利用方法が横行するようでは、民事信託に規制の網が掛けられてしまい、その最大のメリットである柔軟性を失ってしまうこととなります。民事信託のメリットを活かしながら、今後も民事信託を利用し続けるためには、実務家が民事信託を正しく活用するという高い意識を持つことが必要となります。

私が所属している日弁連信託センターでは、民事信託を健全に普及および発展させるため、このような意識を持って民事信託に関する研究や普及活動を行っています。例えば、日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）が2020年9月に公表した『信託口座開設等に関するガイドライン』、2021年5月から日公連民事信託研究会とともに判例タイムズ誌で公表した『信託契約のモデル条項例(1)~(5)』（判例タイムズ1483号~1487号）や同じく日弁連が2022年12月に公表した『民事信託業務に関するガイドライン』は、そのような活動の一環です。『信託口座開設等に関するガイドライン』は金融機関が民事信託に対して正確な知識を持つこと、『信託契約のモデル条項例(1)~(5)』は実務家が正しい内容の信託契約書を作成すること、『民事信託業務に関するガイドライン』では我が国において民事信託の正しい利用方法が定着するこ

とを目指して公表したものです。

本書の著者である渋谷陽一郎先生も、常々、民事信託を正しく利用しなければならないという考えを述べられています。渋谷先生は、私にとって、民事信託を正しく普及および発展させるための同志といえ、信託に対して深い愛情を持っている点が共通していると思っています。

民事信託を健全に普及および発展させるには、信託契約書を起草する弁護士、それを公正証書にする公証人、完成した公正証書に基づき信託口座を開設する金融機関および信託の登記の申請を行う司法書士、申請された登記を審査する登記官、信託税制に関するアドバイスを行う税理士などの実務家がそれぞれの立場で、求められる役割を果たしていくことが望まれます。

また、それぞれ専門家が求められる役割を十分に果たしていくためには、超高齢社会の現状など現代社会の問題に関する知識や情報を身に付けておくことも必要になります。本書では、民事信託に関わる知識や情報識が網羅されており、実務家や金融機関には是非一読して欲しい書籍になっています。

我が国の民事信託が健全に普及および発展するためには、民事信託を正しく活用しなければならないという高い意識を持った実務家が増えることが必要です。渋谷先生の民事信託に対する考え方のエッセンスが詰まった本書は、民事信託に対する正しい理解を深めるための最適なテキストといえるでしょう。

## 民事信託と不動産登記制度

東京法務局民事行政部次長

横山 亘

わが国の高齢化は、諸外国に例を見ない驚異的な推移を示しており、高齢者の財産管理及び身上介護に関する法的な支援システムの整備・構築が重要な課題とされてきました。平成18年の信託法の全面改正では、そのための土台作りがされましたが、これらのニーズに応えるためには、集団的かつ定型的な商事信託の商品では限界があり、現在では、信託の転換機能を利用した福祉型の個人信託制度を活用することによって、その実現が図られています。民事信託と呼ばれるこの個人信託の利用は、金銭信託のみならず、不動産の管理・処分信託にも及んでおり、今日の不動産登記の実務にも多大な変化を与えています。

不動産登記制度の使命は、不動産取引の円滑に資するための有益な情報を広く公示することにあります。もっとも、日本の不動産登記制度は、フランス及びプロイセンの登記制度を母体としており、英米を起源とする信託法との相性は、お世辞にも良いものとは言えません。不動産登記制度が信託制度とどのように共存すべきか、換言すれば、信託の登記によって生じる不動産登記制度の矛盾をいかに防ぐかということは、登記官たちにとって極めて重要かつ困難な課題と言えます。

わたしは、信託目録の現状と将来に危機感を持っています。本来、信託目録は、①信託法の要請に基づく「信託財産であることの公示」としての登記事項と、②不動産登記法上の手続的な要請に基づく「登記の連続性の維持のための公示」としての登記事項を記録するためにあると理解しています。

そして、登記実務家は、個別具体的な信託行為の中から、法の

目的に合致した登記事項をいかに選定し、これをいかに簡潔かつ明瞭に登記すべきかということに注力すべきと考えています。

信託の公示機能が不動産登記制度に託されたことの意義に照らせば、信託の登記は、登記官の審査を前提とするものであり、申請者側が自由に登記事項を創設したり、それを登記官が無審査で登記したりすることは、予定されていません。信託目録に不明瞭な事項や無意味な事項が記録されているとしたら、その集積は、やがて不動産登記制度の信頼を大きく損なうことになりかねません。わたしは、民事信託のニーズが爆発的に増えている今こそ、信託目録の役割を見直し、これを理論的かつ体系的に再構成する必要があると感じており、信託目録の記録内容には、秩序が存在すべきで、一定の価値基準の下で具体的な記録内容が整序されるべきと考えています。

そして、もう一つ、民事信託のこの加熱した盛況ぶりに、最近、言い表せない何か危険なものを感じています。このことは、特に民事信託に関する登記の申請に添付される登記原因証明情報や信託目録の審査をしているときに感じるのですが、信託当事者の利益相反や受託者の善管注意義務、忠実義務などが無いがしろにされていないか、信託当事者に不動産の処分や利用のための契約締結の意思が本当にあるのか、将来、親が認知症になったときを条件とする条件付信託契約が安易に利用されすぎではないかという不信や心配などです。そして、何より登記実務家であれば、誰もが向き合うべき不動産登記法や信託法に対する精緻な検討がこの異様な熱気の中でおろそかにされている気がしてならないのです。

読者もご承知のとおり、民事信託の普及促進に大きな力を発揮してきたのが司法書士や公証人の方々であり、今日の民事信託の盛況は、彼らが実例に則した地道な研究を重ねた結果と言えます。その中で常にその先頭を走ってきたのが渋谷先生です。また、先生は、長く不動産登記制度の中に信託の登記理論を当ては

める作業が続けられています。その内容は、多くの登記実務家が安易な政策論や聞こえの良い提言に流されてしまう中で、断固として不動産登記法と信託法の解釈論を展開されており、その熱意には頭が下がる思いです。

最後になりましたが、今回、渋谷先生の新書籍に寄稿文という形で言葉を添える栄誉をいただき、心から感謝申し上げます（本文中の意見及び感想は、個人としてもものであり、所属する組織及び役職とは一切関係ありません。）。

改めまして、御発刊おめでとうございます。本書が末永く実務家に愛読されることを願っています。

## フィデューシャリー・デューティーへの意識

京都大学名誉教授

川北英隆

ある日、渋谷陽一郎さんからメールが届いた。そこには『Q&A 家族信託大全』、すなわち本書を刊行するので、その「刊行に寄せて」を書いて欲しいとの依頼があった。

そのメールを読んだ瞬間に思ったのは「1000」という数の多さである。1000問も考えるには多面的な角度から物事を見なければならず、豊かな発想が求められる。

さらには1000問を考え出すだけでは終わらない。当然1000問に答えなければならないのだから、タフさも必要である。だから次の瞬間、いかにも渋谷さんらしいとの感想めいた思いが生じた。

渋谷さんを最初に知ったのは『証券化のリーガルリスク』（日本評論社、2004）の著者としてである。その書評を「証券アナリストジャーナル 2004年11月号」（日本証券アナリスト協会）に書くため、渋谷さんの著書を読んだことに始まる。書評というある意味で上から目線になりがちな書き物だったのだが、その書評対象本を読んで今でも明確に覚えていることがある。

それは筆者の実務に裏付けされた豊富な知識である。その事例として、「イギリスのパブチェーンの証券化」が紹介されていたことを今でも覚えている。渋谷さんには、「何でも証券化の対象になる」との当たり前の事実を、卑近な事例で教えてもらったわけだ。目から鱗的だったから、記憶に鮮明なのである。

ついでに記しておく、渋谷さんとは『証券化—新たな使命とリスクの検証』（金融財政事情研究会、2012）と一緒に刊行した。『証

券化のリーガルリスク』以来の縁からの出版だった。

証券化とは何なのか。本書の1000問のテーマである民事信託・家族信託の「信託」と相通じる。

証券化を大雑把に説明しておく、「収益を生み出す資産を1つに束ね、新しい資産として組み立て直し、その新しい資産を投資家の好みに合わせて分割して売り出す方法」である。この証券化を具現するために、いろいろな法的形態が用いられる。その有力な形態の1つが信託である。

広義の意味で、信託とは文字通り「信じて託す」ことである。この概念を正しく理解することは簡単であるようで難しいのだが、イメージ的には簡単でもある。

樋口範雄著『フィデュシャリー [信認] の時代—信託と契約』（有斐閣、1999）では、「患者と医者」の関係を用いて信託の特徴を説明している。手術の場合がまさにそうで、特定の手術に際して生じるかもしれない事態をすべて網羅し、その場合の医療行為を契約として詳細に定めることは煩雑過ぎる。さらに、それでもすべてを尽くせない。執刀する医者を選び、具体的な処置を託すことが現実的であり、実際にもそうである。これが広義の意味での信託である。

信託とは何か。少し抽象化して考えると、次のようなものだろう。すなわち、専門家もしくは自分自身よりも能力のある者（個人だけではなく機関を含む、以下同じ）に、言い換えれば「（能力の観点から）信じられる者」に対して、事前に定めた特定の範囲における意思決定や行動を「託す」ことである。

この信託には常に潜在的な問題が付きまとう。信託する相手（すなわち受託者）を、その能力を信じて選ぶわけだが、その相手に事前に想定していたほどの能力のないことがあり得る。たとえ



事前に想定していた程度の能力があったとしても、その能力を十分に発揮してくれないことや、もっと酷い場合には、その能力を悪用されることもあり得る。結局のところ、信じて託したのにもかかわらず、それが裏切られたことになる。

先の証券化においても、この裏切りが生じた。その悲劇的な結末が2008年9月のリーマンショックである。アメリカ大手投資銀行だったリーマン・ブラザーズが経営破綻したことから、金融市場の大波乱が生じ、世界経済が大混乱に陥ったのである。

リーマンショックのすべての責任を信託に負わせるわけにいかないとしても、専門家の裏切りがあったことだけは確かである。その裏切りが故意だったのか、過失だったのか、さらに大きな制度上の欠陥があったのか。ここでは問わない。

リーマンショックはアメリカでの事例だが、日本でも信託の裏切りが典型的に生じてきた。投資信託の世界である。

投資信託とは、小口の資金を集めて大口の資金とすると同時に、その大口の資金に対して専門家の能力を活用することによって、高い投資パフォーマンスを得ようという仕組みである。投資信託という名前の通り、信託を投資資金の器として用いつつ、そこに専門家の能力を結集させることになる。

この投資信託の現実はどうなのか。日本の多くの投資信託の場合、期待された投資パフォーマンスをもたらしてこなかった。そこで最近になり、投資信託への信頼の回復と投資パフォーマンスの改善を図るため、金融庁が様々な観点から業界すなわち専門家を指導している。この結果、期待に応える投資信託が増えてきている。

上記の金融庁の指導は民事信託・家族信託とも関係が深いので、もう少し書いておきたい。

証券会社は1951年という非常に古い時代から、現在の投資信託

を扱ってきた。この投資信託のために、大手証券会社は投資の専門家としての証券投資信託委託会社を設立してきた。これが現在の投資顧問会社（アセットマネジメント会社）の源流にある。

これに対し、銀行をはじめとする他の金融機関は、証券会社に遅れて投資信託に関する業務に参入した。とはいえ今では、投資信託は銀行などにとって手数料を稼げる重要な金融商品になっている。また金融機関以外の機関も、投資信託の業務に積極的に参入している。

裏を返すと、より多くの利益を得るために、つまり自己の利益のために投資信託という業務を利用しようというインセンティブが、投資信託に関わる専門家に強く働くことを意味する。一言で表現すれば悪用への誘惑である。悪用とは言わないまでも、いい加減な、親身でない対応である。

金融庁はこの点を再三再四突いている。金融機関には、専門家にフィデューシャリー・デューティーへの意識が抜け落ちているのではないかとの強い意識というか危機感がある。

フィデューシャリーとは、上で言及した樋口範雄著『フィデューシャリー [信託] の時代—信託と契約』と同じであるから、フィデューシャリー・デューティーとは信託される側の、別の表現を用いれば「信じ託される」側、すなわち受託側の義務である。

具体的には、委託された業務に関して、委託する側の利益だけを目的に行動する義務である。投資信託の場合では小口投資家の利益だけを目的に行動することが求められる。別の表現を用いると、信託される側は、自分自身の利益を図る目的で行動してはならない。

このフィデューシャリー・デューティーへの意識が抜け落ちていたのでは、投資信託の制度は成立しない。ひいては日本での証券投資が上手くいくわけがない。

民事信託・家族信託については素人だから多くを語ることは差

し控えたい。

とはいえ、例えば高齢者が若い家族を信じ、財産の管理や利用を託すわけだから、それだけに託された家族には、一層高いフィデューシャリー・デューティーが課せられると考えていい。

もちろん家族は財産の管理や利用の専門家ではない。このため、高い能力を期待されているわけではなく、過失責任が問われるための基準は高い（過失責任を問われることが少なくなる）と考えられる。

他方、委託した高齢者が本来ならどのように対応するのかを推測し、親身になって行動することがより求められる。というのも、受託した者として、委託者の事情や行動を周知していることが多いはずだから、外部の専門家と比較してより親身になり、より適切に判断し、行動できるはずである。逆に委託者を裏切ろうと思ったのなら、より巧妙に裏切れるだろう。

民事信託・家族信託を担う人達や機関が、本書から繰り出される1000問のノックに大いに鍛えられんことを願っている。

1000問のノックによって、民事信託・家族信託の本来の姿を適切に把握できると考えている。

## 福祉型信託の実現に向けて

ふくし信託株式会社 代表取締役社長  
(一社) 民事信託推進センター元専務理事  
司法書士 山北英仁

本年(2023年)、日本司法書士会連合会(日司連)の司法書士行為規範が制定され、そのなかに民事信託に関する行為規範が規定されたことで、日司連において、司法書士による国民の権利擁護としての民事信託支援業務の位置付けが明確化されるに至った。私は、この規定こそ、福祉型信託としての民事信託支援業務を、司法書士業務として明確化したものであると解釈している。そして、昨年(2022年)には、福祉型信託に特化した初の管理型信託であるふくし信託株式会社(以下「ふくし信託会社」、関東財務局長21号)の業務が開始された。偶然のようでもあるが、この2つの福祉型信託への潮流は、相互に関連しており、支え合う関係にもある。長い道のりであったが、本書の発刊を祝して、この機会に、その辺りの経緯を記しておきたい。

福祉型信託への道のりは、2つの附帯決議から始まる。2004年、新信託業法が成立し、2006年に改正信託法が成立した。それぞれの衆参両議院で附帯決議がなされ、そのなかで「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと」という決議がなされた。

この附帯決議こそが、その後の「福祉型の信託」の実現のための指標となる。実は、この附帯決議は、日本司法書士政治連盟(日司政連)の支援を受けて、成年後見法学会、そして、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(リーガルサポート)

が、国会議員の先生方に陳情を繰り返した結果、「福祉型の信託」という文言が入ったものである、と私は考えている。当時、私も、日司政連の役員をしていたが、後に日本司法書士政治連盟の会長に就任した芝将宏氏が中心となって、連日のように国会、議員会館、国会議員事務所や政党本部等を駆け回ったものである。これらの活動は、その後の司法書士制度の方向性の一端を決めたと言っても過言ではなかったと自負している。

そして、この附帯決議を受けて、新信託法施行の年である2007年、日司連は、2つの附帯決議に至る運動にも関わってきた当時の佐藤純通会長の決断の下、日司連の理事であった私が担当者となり、「福祉型の信託」の実現に向けて、「信託法チーム」が結成された。なお、信託法改正の当時から、信託銀行の法務部長で司法書士会の会務の経験もある本書の筆者の渋谷さんとも、定期的に協議の機会を持ち、それから15年以上を経た現在にも継続して至っているが、民事信託支援業務もふくし信託会社も存在していなかった当時を想うと、現在の状況は感慨深い。この辺りの初期の事情は、佐藤純通「新信託法施行当時の日司連の動きと、民事信託への想い」（渋谷陽一郎『裁判例・懲戒事例に学ぶ民事信託支援業務の執務指針』（民事法研究会、2023年）478～485頁所収）にも詳しい。

日司連は、2007年の当初、公益法人を設立して、福祉型信託に取り組む方向であったが、附帯決議を受けた金融庁の金融審議会における議論が（日司連を代表してリーガルサポート初代理事長の大貫正男司法書士が参考意見を述べ、金融審議会に陳情した）、2008年の中間論点整理の公表以降、中断してしまったような状況を受けて、民事信託支援業務を通じての福祉型信託への取組みに方向転換した（ちなみに民事信託支援業務という用語は、本書の

筆者による造語であると聞いているが、同時期、既に、東京青年司法書士協議会の民事信託研究会（2009年に結成され、2010年に全国研修会）や埼玉司法書士会の成年後見部会民事信託チームなどでも民事信託支援の実務化へ向けた取組みが行われており、弁護士集団による民事信託実務への取組みを5年近くリードしていたように記憶している）。

その後、2011年、ふくし信託会社の設立母体である（一社）民事信託推進センターが、当時の日司連における活動の限界を超えるため、民事信託の普及活動を行うための自由な組織として設立され（会員資格は特になし、2023年現在約600名の会員数）、さらに、2014年、民事信託士協会を設立することで（検定資格は司法書士と弁護士、2023年現在、検定合格者は約500名）、その後、信託法改正当時は想像もできなかったような民事信託の普及に至ることになった（現在、民事信託士協会は、民事信託推進センターに吸収されている。なお、民事信託推進センターの創設や展開の経緯については山北英仁「民事信託推進センターの創設に至るまで」、山崎芳乃「民事信託支援業務の展開と普及、そして一部の弊害について」、渋谷陽一郎『民事信託の実務と書式〔第2版〕』（民事法研究会、2020年）442頁と494頁所収に詳しい）。

もっとも、民事信託では、適切かつ信頼できる受託者が存在しない限り、信託を設定し、運営することができないという限界がある。核家族化や少子高齢、そして、独居老人問題をはじめ、人々の孤独化が進みつつある日本では大問題である。また、民事信託における受託者は個人のため、担えなくなった場合、その受け皿も必要となる。そのような民事信託の限界が意識され続けることで、2007年の公益法人による福祉型信託の実現という方向性の松明の火も消えず、民事信託推進センターの活動として継続され、長年の検討と努力の末、昨年（2022年）のふくし信託会社の開業に至った。福祉型信託を担う信託会社の存在は、受託者不在や受託者不足に悩む民事信託を補充するために必須であり、福祉型信託の制

度の両輪である。

本書は、1000問以上のQ & Aを網羅し、1,600頁近くにも及ぶ、本邦初の民事信託事典的な書籍である。本書を購入した読者は、日々、民事信託に取り組み、そして、民事信託に対して造詣深い人々が多いはずだ。本書の読者である民事信託を担う専門家、そして、障害を持つ子等の未来を想う利用者の皆さんも、民事信託の受託者が見つからず、あるいは、欠けてしまう不安をもつような福祉型信託の事案では、本書を繙くと同時に、ふくし信託会社のことを思い出していただきたい。本書の読者の皆様には、我が国における福祉型信託を実現する同志として、その相談には真摯に対応していきたい。

## 渋谷さんへのお願い

弁護士・駿河台大学特任准教授

金森健一

民事信託の実務家にとって待望の大著がここに出版された。これまでの実務をなぞり、これからの民事信託が歩むべき方向を指示す1200問のすべてに単独の著者が応えるものは、類を見ない。その圧倒的な数と量については、解説は不要であるし、その内容の緻密さとダイナミズムは、本書を熟読して読者自身に味わっていただくものである。ここでは、著者・渋谷陽一郎その人にクローズアップしたい。いつも「渋谷さん」とお呼びしているので、ここでも「渋谷さん」とさせていただきます。

「家族信託」と呼ばれる親族内民事信託の実務に携わる者で、渋谷さんの名を知らない者はいないのではないだろうか。渋谷さんは、『登記研究』（テイハン）、『市民と法』（民事法研究会）や『信託フォーラム』（日本加除出版）、そして、現在は休刊中であるが『家族信託実務ガイド』（日本法令）、さらには、本著と同じくQ&A方式で『金融法務事情』（金融財政事情研究会）にてそれぞれ民事信託についての連載をし、又はされてきた。

私も、今から5年くらい前、信託会社に勤務していた時代に渋谷さんが書かれたものを拝読し、実務での悩みに共感しつつ、その記述の深さに感銘を受け、表現の面白さに「クスッ」としながら、直接お目に掛かることができればなあと思っていた。それから数か月後、ある団体で親切にしてくださっていた司法書士の先生（現・ふくし信託株式会社の社長）が渋谷さんと面識があると同い、厚かましいと思いながらも千載一遇のチャンスを逃してはならぬと、その先生を介して、面談する機会を得た。渋谷さんから指定されたのは、終業時刻前の、東京・練馬区の某焼き鳥居酒屋



屋チェーン店であった。

渋谷さんは、その名は広く知れ渡っていらっしゃるものの、その顔を拝見するのは極めて難しい（これを書きながら、試しにGoogleで画像を検索したが、全くの別人の顔写真しか出てこない）。私は、その論稿の書きぶりから、大ベテランの大学教授のような風貌のジェントルマンを頭に思い浮かべながら、少し緊張して、その居酒屋への地下階段を下って行った。ドアを開け、店内を見渡す私に対して、「こっちですよ〜」と手を振っている人がいる。「ああ、あっちか。連れの人もいるのか。」と近づいていくが、そこに“大学教授”はいなかった。すでに出来上がって顔を赤くしてラフなシャツを着た男性が座っていた。「渋谷です。」「あ、金森と申します。どうぞよろしく願いいたします。」これが渋谷さんと私の初顔合わせであった。

それから今日まで、幸いにも不定期に「練馬大会」と称して、明るいうちから電車が無くなる寸前まで、渋谷さんとこれからの民事信託を語る機会を得てきた（傍から見たら、単なる酔っ払い同士で飲んでいるだけと映るかもしれないが、当事者同士にとっては真剣な対談である（ただ、酔っぱらいはみんなそのように言うかもしれない））。

渋谷さんは、司法書士を経て、某外資系信託銀行で法務部長を、外資系格付会社でアナリストをそれぞれ務められたと聞いている。信託を引き受ける受託者業務や、商事信託の数多くの信託契約書のレビューをご経験されており、信託会社で信託契約書を起案していた私にとっても、受託者が負うべき義務と責任の重さや、信託契約書にあるべき本来的な緻密さを踏まえたご発言に目が開かされる思いをしたのは、一度や二度ではない。

渋谷さんが民事信託の数多くの論稿を書かれることになった契機は、先天的な心臓の病を持ったご子息の子育てにある。その詳細は、渋谷さんが自ら書かれた「法務エッセイ ON&OFF 子供とともに歩んだ民事信託の夜明け」金法2134号37頁（2020年）

をご覧いただきたい。ご子息と民事信託実務がそれぞれ大きく育っていくさまをオーバーラップした描写は、子どもをもつ親として、涙せずには読めない（「練馬大会」でも、必ず子どもの話が出る。渋谷さんは、すごく嬉しそうに子どもの話をされる）。子育てのゆえに、引く手あまたのセミナー講師や勉強会へのお誘いもすべて断り、執筆に専念してこられたそうである（ゆえに、顔を拝見する機会は無く、私の妄想は膨らんでいた）。

渋谷さんが論じられる広範な民事信託のテーマのうち、私がとくに重要と感じているのが、信託目録に関する理論と、司法書士による法的根拠論である。

「家族信託」を普及させる牽引役となったのが司法書士であることに異論は無いであろう。私のような一弁護士からすると、しばしばブラックボックスの様相を呈する登記実務こそが司法書士の独壇場であるべきと考えている。そうであるにもかかわらず、司法書士による論稿は、民事信託の活用方法について論じるものばかりで、肝心な信託目録についてのものが圧倒的に少ない。たとえば、「帰属権利者は、信託契約公正証書記載のとおり」のような信託目録の記載の何が問題なのかを論じることなく、単に、遺言類似であるという秘匿の必要性のみを理由とするとどまっている。そのような現状の下で、孤軍奮闘されている渋谷さんの論稿群は、信託目録の実務の基礎となっていくであろう。

一方、民事信託（支援）業務は司法書士業務なのか、どこに法的根拠があるのかという問題については、渋谷さんは司法書士法3条説を採られる。私は、同条は現実に司法書士が行っている民事信託業務をカバーすることができないことから消極である。しかし、「財産管理業務」（司法書士法施行規則31条）だからというのでは理由になっていないという点や、法的根拠が曖昧なままでは弁護士法違反からの防御に不十分であるという点は共通している。なお、渋谷さんの他書に寄稿した際、反論の機会を与えられぬまま一方的な意見を付されて発刊されるという不意打ちを受け

たので、いつか反撃を試みたいと考えている。

さて、「大全」とは、手元の国語辞典によると、「一冊ですべてが分かるように関係のある事物を全部集めた書物」という意味だそうである。まさに、本書を読めば、家族信託のすべてのことが分かるようになっていく（にちがいない。あいにくゲラはおろか目次すらまだ見ていない。私も本書の刊行を心待ちにしていた一人である）。ただ、民事・商事の各信託の実務の先輩、かつ、子を持つ先輩パパである渋谷さんをお願いしたいのは、ぜひ、民事信託の白いマットのジャングルに自ら上がって欲しいということである。叙述の客観性（冷静な技の解説）は、一歩引いたところ（放送席）に立って（座って）いるからこそ担保される。一方、家族信託を利用したい、又はその利用を検討しているご家族の生の声を目の前にして、民事信託の実務家は、その場その場で判断を下し、行動することに日々追われている。本書は、そのような実務家に対し、場当たりの判断を戒めるものになるであろう。また、同時に、これを著した渋谷さんが自らマット上でレスリング（民事信託支援業務）をすることにより、さらに重厚な（それでいて“熱い”）論述になるに違いないと、後輩は勝手に期待している（もう第2版を期待するのは早すぎるだろうか）。

そんなことは「練馬大会」と称する飲み会で渋谷さんご本人に伝えればよいのであるが、毎回、ホッピーダブルによる酩酊により、お互い次の日には「覚えていない」ので、この場を借りて、日ごろの感謝の気持ちとお願いをお伝えさせていただいた。

さあ、渋谷さん、無事に本も出ましたので、お祝いに、練馬の『春日屋』に出かけましょう。

## 金融機関と民事信託（家族信託）

元新生銀行会長  
杉山 淳二

著者渋谷陽一郎氏とは、氏が新生銀行において信託実務に携わっておられた頃、と一緒に仕事をさせていただいた。

その後、氏は、多くの著書・論文を世に問われたが、今回これらの活動の集大成として「Q&A 家族信託大全」を刊行される。

ご存じの通り、近時我が国においては、高齢化が大変な勢いで進んでいる。そして、この流れは金融機関の業務にも少なからぬ影響を与え始めている。

影響としては、後見人制度の運用なども含めての意思表示をベースとする契約の安定性という問題があるのは勿論だが、他方では、金融機関に新しい使命・役割、大きなビジネスチャンスもたらしてもいる。

高齢顧客の認知症が放置されれば、取引の支障を通じて彼らの資産の凍結リスクが生じる。こうした資産の塩漬けは、本人・家族の不便をもたらすだけでなく、ひいては、（地域）経済の活性化の妨げにも繋がることも忘れてはなるまい。

こうした中、金融機関が、これまでの顧客との継続的關係から得られた信頼と情報の下、本人・家族の特性や希望を踏まえた民事信託（家族信託）の利用を提言しその活用を支援することは、本人・家族は勿論、（地域）経済、さらには金融機関の経営にとって意味のあるものとなるだろう。

ただ、顧客の親族間での民事信託の組成は信託銀行に限らず行えるものだが、その設定・運用事務（口座開設・事務代行等）は、一般の金融機関スタッフにとって必ずしも馴染みのあるものではないだろう。

本書は、民事信託（家族信託）の一般的解説にとどまらず、その具体的な類型、着目すべきポイント等について詳細な解説を試みている。本書は、そうした金融機関の実務に携わられる方々にも大いに役立つものと思う。

著者からは、今秋を目処に信託“実務”に軸足を移される心算、と伺っている。理論に裏打ちされた実務を通じて今後さらに民事信託の分野を中心にご活躍されることを期待したい。

## 民事信託の実現に向けた司法書士の取組み

初代成年後見センター・リーガルサポート理事長  
初代民事信託推進センター代表理事  
初代民事信託士協会会長  
司法書士 大貫正男

司法書士による民事信託支援業務の実現に向けた歩みは、1989年（平成元年）に開始された。その頃、私は、日本司法書士会連合会（日司連）の理事をしていたが、青年司法書士協議会の同志であった司法書士らと共に、海外法律家制度を学び、司法書士独自かつ自前の研修体系として、全国の統一研修である第一回中央研修会を実現した。その数年前には、涉外司法書士協会も結成されている。

1990年代に入ると、中央大学の住吉博教授を団長として、後に日司連会長となる佐藤純通司法書士や齋木賢二司法書士、そして高橋清人司法書士などを含めた司法書士の有志からなる英国ソリシターの視察団を結成、二度にわたって信託の故郷である英国を訪れ、英国信託制度の担い手であるソリシターの執務およびソリシターの研修制度の仕組みを学び、日本に持ち帰った（先行する横浜青年司法書士協議会の英国ソリシター視察は1987年から始まる）。

それに先立ち、東京都立大学の江藤价泰教授の指導の下、埼玉青年司法書士協議会のメンバーを中心として、フランスのノテール（公証人）による双方受託の執務を学ぶため、数度にわたるフランス視察も行われてきた（第1回ノテール視察は1988年に実施）。当時、司法書士と弁護士の間で登記の専属性をめぐる埼玉訴訟が争われ、司法書士制度の危機感もあった。

1993年（平成5年）前後から、日本が超高齢社会に向かいつつある実感の下、司法書士有志は、私の地元埼玉にて、福祉機関の協力の下、高齢者の自立支援事業に取り組みだした。その経験を

踏まえ、1995年（平成7年）、日本司法書士会連合会として、高齢者「転ばぬ先の杖」シンポジウムを行い、高齢者の認知症対策をはじめとする高齢者法務の夜明けの先駆けとなる。このシンポジウムの準備を契機として、福祉型信託の泰斗である新井誠教授と司法書士集団との協働が始まった。また、当時の法務省の人々からも支援を得た。そのような一体感の下、1990年代後半、後見制度の創設に向けた司法書士集団の積極的な取組みによって、司法書士は、福祉の法律家としての橋頭堡を築くことになる。現代司法書士制度は大きく変わりつつあった。

2000年（平成12年）の後見法および介護保険法の成立に際して、司法書士によって成年後見リーガルサポートが設立され、後見制度の補充のための福祉型信託の活用も議論された。その後、2004年（平成16年）の信託業法の成立、そして、2006年（平成18年）の信託法の成立の機会に、日本司法書士政治連盟の活動もあり、国会の附帯決議が付され、福祉型信託の実現に向けた努力が明言された。2007年（平成20年）の金融審議会における福祉型信託に対する日司連の意見主張の機会を経て、2011年（平成23年）、弁護士に先駆けて、司法書士有志は、民事信託推進センターを結成した。その後における司法書士による積極的な民事信託支援業務への取組み、その結果としての民事信託の普及は、読者にも周知のとおりである。

司法書士は、弁護士とは異なる独自性をもった、福祉の法律家として、これからも民事信託の普及を支え、真の市民社会を実現するため、自らの執務を律していく必要がある。私は、司法書士が行う非紛争業務である民事信託支援業務においては、弁護士の場合と異なり、フランスのノテールのような双方受託の形態が可能であると確信するが、そのような執務規律の確立のため、これから司法書士が取り組むべき理論的課題は少なくない。本書は、民事信託支援業務の生成の歴史的経緯や業務内容も含めて、民事信託に関するあらゆることが書かれている。司法書士が真の意味での市民のための福祉の法律家となるためにも、ぜひとも司法書士諸賢の一読を勧めたい。

## 権利擁護としての民事信託支援業務の進展

日本司法書士会連合会 理事  
司法書士 春 口 剛 寛

平成18（2006）年に改正信託法が成立した際の衆参両院の委員会において、高齢者や精神障がい者等の生活支援や福祉の増進を目的とした「福祉型信託」については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、弁護士等の法律実務家の参入を図る必要がある旨の附帯決議が可決されました。

日本司法書士会連合会（以下、「日司連」といいます）では、この附帯決議を受けて、信託法改正直後から調査・研究を重ね、福祉型信託に関する業務モデル「民事信託の実務～高齢者の財産管理～」の策定や、シンポジウム・研修会の開催等に取り組んできました。

令和4（2022）年6月には、従来の司法書士倫理を改正し、名称を新たにした「司法書士行為規範」が成立し、その中の第11章には「民事信託支援業務に関する規律」が設けられました。同行為規範では、司法書士が民事信託支援業務を受任した際の基本姿勢や、民事信託設定後における適正な支援に関する規律が定められ、権利擁護の担い手として、司法書士が民事信託支援業務に携わる際の基本事項が明定されました。

令和4（2022）年12月1日には、「民事信託支援業務の更なる推進に向けて～権利擁護使命の実践としての福祉型信託の展開～」をテーマとしたWeb シンポジウムを開催し、道垣内弘人教授（専修大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授）、伊庭潔弁護士（日弁連信託センター長・中央大学研究開発機構教授）、山崎芳乃司法書士（ふくし信託株式会社専務取締役）らをお招きして、福祉型信託の展望や司法書士の取組みに加え、受託者を信託



会社とする福祉型信託等に関する広範な議論を行いました。

複雑化する財産承継のニーズを受けて、今後より一層、民事信託の必要性が高まるものと思われます。令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先的に取り組むべき事項として謳われている任意後見制度の利用促進とともに、民事信託が権利擁護のための財産管理制度として健全な普及と発展を遂げるためには、民事信託支援業務に取り組む司法書士や弁護士といった法律専門家や税務の専門家等が、成年後見制度利用促進基本計画に示されるようなネットワークを構築し、制度を必要とする国民に対して、チーム支援を行っていくことの検討も重要と考えています。

最後に、司法書士制度は、令和4年8月3日に150周年を迎えました。司法書士はこれからも、国民の権利を擁護する法律事務の専門家として、国民の皆様に寄り添い、民事信託制度と成年後見制度との適切な連携を図り、自由かつ公正な社会の形成に寄与すべく研鑽を積んでいます。

## 総目次

<b>第1章 民事信託と長寿化社会の現状</b>	
信託コンサルティングのための各種データ分析……………	2
<b>第2章 地域金融機関と民事信託</b>	
監督指針とリレーションシップバンキング……………	32
<b>第3章 金融機関の民事信託取扱業務の分析</b>	
提携業務の取組手法……………	56
<b>第4章 民事信託と認知症対策</b>	
法定後見・任意後見・遺言との比較……………	82
<b>第5章 民事信託・家族信託の定義、分類、歴史</b>	
定義、生成、信託業法、リスク……………	142
<b>第6章 民事信託の支援者（専門職）</b>	
士業者等による民事信託の支援……………	222
<b>第7章 民事信託の融資</b>	
（民事信託案件に対するファイナンス）	
第1節 民事信託の融資の基本……………	336
第2節 民事信託の融資と税務リスク……………	395
第3節 民事信託の融資の方法……………	427

第4節 民事信託の融資の審査…………… 486

## 第8章 民事信託のための「信託口」預金口座

第1節 「信託口」口座の基本…………… 534  
 第2節 「日弁連信託口口座ガイドライン」等…………… 566  
 第3節 審査・開設基準・払戻し・受託者交代…………… 602

## 第9章 民事信託コンサルティング

第1節 監督指針と金融機関の信託支援コンサルティング  
 …………… 712  
 第2節 賃貸用物件の信託その他…………… 723  
 第3節 中小企業の自社株信託その他…………… 734  
 第4節 利益相反、信託業法その他…………… 740  
 第5節 農地の信託、ペット信託その他…………… 749  
 第6節 自己信託、名義預金その他…………… 763

## 第10章 民事信託の実務論点

受益者連続、帰属権利者、後見との関係…………… 778

## 第11章 民事信託の実務の基本的枠組み

第1節 信託の基礎…………… 822  
 第2節 信託の計算事務…………… 937  
 第3節 家族信託の裁判例・懲戒例…………… 1016  
 第4節 民事信託のための登記…………… 1100

## 第12章 民事信託の補充論点と今後の活用

第1節 民事信託実務の補充論点…………… 1156  
 第2節 民事信託の今後の活用…………… 1184

## 第13章 家族信託の基本・関連知識と日弁連のガイドライン等

- 第1節 家族信託の基本…………… 1214
- 第2節 「日弁連民事信託業務ガイドライン」等…………… 1383
- 第3節 家族信託の潜在力…………… 1429

## 第14章 全国各地域における先進的な金融機関

- 第1節 民事信託取扱金融機関における商品設計…………… 1488
- 第2節 各金融機関の取組み…………… 1502
- 第3節 証券会社の取組み…………… 1552

## 第1章 民事信託と長寿化社会の現状

## 【信託コンサルティングのための各種データ分析】

Q 1	民事信託の効用	2
Q 2	認知症対策のための民事信託	3
Q 3	日本人の長寿化	4
Q 4	急速な高齢化の実情と今後の進展	4
Q 5	認知症患者数の急増と今後の予測	5
Q 6	認知症になることへの高齢者の不安	6
Q 7	高齢化と金融機関の懸念	6
Q 8	高齢者を狙った特殊詐欺事件	7
Q 9	高齢者への資産集中	8
Q 10	認知症患者の金融資産保有率	8
Q 11	「高齢社会における資産形成・管理」報告書 ～今後の実務の方向性の指標	10
Q 12	「高齢社会における資産形成・管理」報告書 ～金融サービスと認知症問題	11
Q 13	「高齢社会における資産形成・管理」報告書 ～情報共有	12
Q 14	「高齢社会における資産形成・管理」報告書 ～金融機関のコンサルティング	13
Q 15	「高齢社会における資産形成・管理」報告書 ～認知症対策のための信託・任意後見契約	15
Q 16	過剰な成年後見制度批判による不安	16
Q 17	日本企業の99%を占める中小企業の事業承継問題	17
Q 18	中小企業経営者の高齢化（経営者年齢66歳問題）	18
Q 19	今後の中小企業の事業承継の見通し	19
Q 20	全国約850万戸の空き家問題	20
Q 21	空き家の現況	21
Q 22	高齢者のための法制度（公正証書遺言件数）	23
Q 23	相続税対策（相続税課税対象拡大）	24
Q 24	相続法改正と民事信託への影響	25
Q 25	配偶者居住権と民事信託との比較	26

Q26	相続分を超える承継（対抗関係）と民事信託	27
Q27	認知症対策における信託の典型例	28
Q28	事業承継対策の信託の典型例	29

## 第2章 地域金融機関と民事信託

### 【監督指針とリレーションシップバンキング】

Q29	金融庁による金融レポートと民事信託	32
Q30	金融庁の地域金融監督指針と民事信託	33
Q31	金融機関の民事信託への取組例	34
Q32	民事信託に向けての金融機関の業務プロセス	36
Q33	民事信託の知恵としての「信託口」口座	37
Q34	「信託口」口座導入における検討事項	39
Q35	「信託口」口座とフィージネス	41
Q36	「信託口」口座の「差押命令の識別不能」問題	42
Q37	民事信託案件に対する融資	43
Q38	民事信託組成支援コンサルティング	44
Q39	コンサルティング業務の注意点	45
Q40	金融機関における顧客とのトラブル回避策	47
Q41	後見制度支援信託とは何か	48
Q42	金融取引の継続と民事信託	50
Q43	民事信託のリスク	50
Q44	民事信託における紹介料問題	52

## 第3章 金融機関の民事信託取扱業務の分析

### 【提携業務の取組手法】

Q45	金融機関の民事信託取扱業務の二類型	56
Q46	金融機関と信託会社の提携	57
Q47	信託会社の特性	58
Q48	管理型信託と運用型信託	59
Q49	提携型のメリット	61
Q50	営業信託と民事信託の提携内容の相違	62
Q51	信託会社の業務展開の可能性	63
Q52	信託会社の支店化とは	64

Q53	民事信託と営業信託のハイブリットタイプ	65
Q54	金融機関と士業者の提携	66
Q55	アドバイザー争覇戦の戦国時代	67
Q56	複数アドバイザー契約の良し悪し	68
Q57	士業者との提携例	69
Q58	顧問士業者意見の審査への影響	70
Q59	士業者の任意団体との提携	71
Q60	民事信託普及のパラダイムチェンジの可能性	72
Q61	双方受任の問題点	74
Q62	金融機関の民事信託取扱業務のはじまり	76
Q63	金融機関における民事信託関連業務形態	77
Q64	「民事信託の相談・利用に関する顧客紹介にかかる協定」	78
Q65	法律事務の斡旋罪	79

## 第4章 民事信託と認知症対策

### 【法定後見・任意後見・遺言との比較】

Q66	認知症対策における民事信託活用のメリットとは何か	82
Q67	士業者による成年後見制度の批判	85
Q68	親族による不正問題	89
Q69	親族後見人の不正件数（ピーク時）	90
Q70	親族後見人の不正の理由	91
Q71	遺産総額と親族紛争の関係	91
Q72	成年後見制度の利用コスト	92
Q73	後見制度の利用数および利用率の低さ	93
Q74	法定後見制度とは何か	94
Q75	任意後見制度とは何か	96
Q76	任意後見に関する契約	97
Q77	任意後見の効力発生時期	98
Q78	任意後見制度の限界	99
Q79	任意後見制度でのみ可能なこと	99
Q80	任意後見か遺言かのメルクマール	100
Q81	任意後見制度の問題点	101
Q82	法定後見における専門職後見人の選任割合	102
Q83	日司連とリーガルサポートの共同声明～「任意後見制度の利用促進に向け	

の提言] .....	103
Q84 法定後見制度の利用の留意点 .....	105
Q85 成年後見制度批判と家族信託への誘致 .....	105
Q86 民事信託の限界 .....	107
Q87 民事信託&遺言&任意後見の併用 .....	109
Q88 認知症対策における信託 .....	110
Q89 民事信託のリスク .....	110
Q90 認知症の診断と判断能力 .....	111
Q91 認知症発症後の民事信託の設定 .....	113
Q92 民事信託と身上保護 .....	114
Q93 任意後見と民事信託の協調 .....	114
Q94 信託実務の適法性と適切性 .....	115
Q95 受託者選任に伴う親族の同意と金融機関の審査 .....	116
Q96 受益者代理人と法定後見人の関係 .....	117
Q97 法定後見人の排除条項とその有効性 .....	118
Q98 白紙委任状の事前取得という問題 .....	119
Q99 受託者への受益者指定・変更権付与のリスク .....	120
Q100 専門職後見人による信託の終了 .....	121
Q101 任意後見人と信託監督人の兼任 .....	121
Q102 任意後見人と受益者代理人の兼任 .....	122
Q103 任意後見人と受託者の権限調整 .....	123
Q104 長谷川式簡易知能スケールとは何か .....	124
Q105 「遺言」と「民事信託」の差異 .....	125
Q106 遺言で可能なこととはどのようなことか .....	127
Q107 自筆証書遺言のメリットとデメリット .....	127
Q108 遺言書保管制度とは .....	128
Q109 公正証書遺言とは .....	129
Q110 遺産分割前における預貯金債権払戻制度とは .....	131
Q111 円滑化法による預貯金債権の払戻しとは .....	131
Q112 遺言と民事信託の併用 .....	132
Q113 遺言と信託の補充関係とそのリスク .....	133
Q114 「先行する遺言」と信託の矛盾抵触の効果（遺言が先の場合） .....	134
Q115 「先行する信託」と遺言が矛盾抵触する場合の注意点（信託が先の場合） .....	135
Q116 「遺言書の書換競争」とは .....	137
Q117 年金と信託 .....	139



## 第5章 民事信託・家族信託の定義、分類、歴史

### 【定義、生成、信託業法、リスク】

Q118	民事信託の定義	142
Q119	民事信託の識別機能	144
Q120	弁護士による信託の受託という議論	146
Q121	士業者による民事信託の引受けの是非	147
Q122	管理型信託と管理信託の違い	147
Q123	個別信託と個人信託の違い	149
Q124	他益信託と自益信託と自己信託	149
Q125	名義信託・受動信託・目的信託・裁量信託	150
Q126	遺言信託と遺言代用信託の違い	151
Q127	民事信託の多様性	154
Q128	民事信託の歴史～戦後から高度成長期	155
Q129	バブル時における担保代用の民事信託	156
Q130	旧法時代から存在する不動産開発の民事信託	157
Q131	福祉型信託とは何か	158
Q132	公益信託と福祉型信託の違い	159
Q133	民事信託の監督機関	160
Q134	民事信託の一類型としての家族信託	161
Q135	信託法改正と家族信託	162
Q136	家族信託のメリット	163
Q137	家族信託のデメリット	164
Q138	家族信託のリスク～新井誠教授の指摘～	164
Q139	民事信託における受託者の要件	166
Q140	民事信託における受託者の資格制限	167
Q141	家族信託における「家族」とは何か	168
Q142	民事信託における受託者の家族内選択	171
Q143	民事信託の受託者候補とその適格性	173
Q144	不動産の民事信託に伴う金銭信託	173
Q145	民事信託における追加信託	175
Q146	民事信託の追加信託における信託条項	177
Q147	委託者以外の者による追加信託の可能性	178
Q148	民事信託における受託者適格～法人を受託者とする信託	178
Q149	民事信託における受託者適格～株式会社を受託者とする信託	180

Q 150	株式会社を受託者とする際の問題点	181
Q 151	民事信託と営業信託における信託の基本構造	182
Q 152	民事信託における自益信託	183
Q 153	契約による民事信託	183
Q 154	民事信託における自己信託	184
Q 155	遺言による民事信託	185
Q 156	民事信託における受託者報酬	186
Q 157	信託当事者の民事信託に対する理解	188
Q 158	受託者主導の信託組成のリスク	189
Q 159	信託組成を秘匿した場合のリスク	190
Q 160	民法上の委任・代理と信託との違い	191
Q 161	相続税対策における民事信託のリスク	192
Q 162	民事信託の開始	193
Q 163	民事信託の終了	193
Q 164	家族信託の起源は十字軍にあるとする説	194
Q 165	十字軍の信託の意味とは何か	195
Q 166	十字軍兵士の財産管理	196
Q 167	十字軍の信託というリスク	197
Q 168	日本の民事信託の起源	198
Q 169	米国の信託の展開	198
Q 170	米国における検認手続と信託	199
Q 171	日本の信託法制定に至る経緯	200
Q 172	認知症対策という民事信託活用法の発端	202
Q 173	信託法改正と福祉型信託の附帯決議	203
Q 174	民事信託普及の経緯（1980年代後半～1990年代前半）	204
Q 175	民事信託普及の経緯（1990年代後半～2005年）	205
Q 176	民事信託普及の経緯（2006年～2009年）	207
Q 177	民事信託普及の経緯（2010年～東日本大震災）	209
Q 178	民事信託普及の経緯（2011年～2012年）	211
Q 179	民事信託普及の経緯（2013年）	212
Q 180	民事信託普及の経緯（2014年～2015年）	213
Q 181	民事信託普及の経緯（2016年）	215
Q 182	民事信託普及の経緯（2017年）	216
Q 183	民事信託普及の経緯（2018年）	217
Q 184	民事信託普及の経緯（2019年）	219
Q 185	民事信託普及の経緯（2020年～2021年）	220

## 第6章 民事信託の支援者（専門職）

### 【士業者等による民事信託の支援】

Q186	信託支援機関としての金融機関の役割	222
Q187	金融機関が着目すべきポイント	224
Q188	民事信託をめぐる紛争	225
Q189	士業者の関与	227
Q190	民事信託の組成ルート	229
Q191	高齢者の認知症に備えた民事信託	230
Q192	非専門家が運営する信託の限界	231
Q193	信託組成への偏向	233
Q194	士業者による信託監督人	235
Q195	地域金融機関と士業者連携	238
Q196	士業者報酬	240
Q197	士業者報酬の注意点	242
Q198	民事信託と司法書士	243
Q199	司法書士の今後の活躍	246
Q200	民事信託支援業務の法的根拠	247
Q201	信託組成相談の法的性格	249
Q202	司法書士法施行規則31条業務とは	250
Q203	司法書士の個別受任業務	253
Q204	司法書士の職務方法と双方受任の可否	257
Q205	民事信託組成コンサルティング	259
Q206	法律相談とは	262
Q207	法律事件に関する法律事務	264
Q208	弁護士法72条違反となり得る法律事務	266
Q209	弁護士法72条の事件性必要説と事件性不要説の対立	268
Q210	弁護士法違反の裁判例（東京地判平28・7・25）	272
Q211	弁護士法違反の裁判例（東京地判平28・9・26）	274
Q212	弁護士法違反の裁判例（東京地判平29・2・20）	275
Q213	弁護士法違反の裁判例（東京高判平12・6・8）	278
Q214	弁護士法違反の裁判例（東京高判平23・10・17）	279
Q215	弁護士法違反の裁判例（大阪高判平26・6・12）	281
Q216	弁護士法違反の裁判例（大阪高判平26・5・29）	282
Q217	弁護士法違反と裁判例（東京地判平27・7・30）	283

Q 218	弁護士法72条違反の信託契約の効果	284
Q 219	民事信託組成支援への弁護士法72条違反告発	285
Q 220	弁護士法72条但書と司法書士法3条1項各号	287
Q 221	Web上の広告と業務誘致	288
Q 222	民事信託の任意団体	289
Q 223	民事信託の民間資格	291
Q 224	金融機関と士業者の連携	293
Q 225	民事信託と税理士	294
Q 226	民事信託と行政書士	295
Q 227	行政書士による支援業務上の注意点	297
Q 228	民事信託と宅地建物取引士	301
Q 229	民事信託と不動産鑑定士・土地家屋調査士	303
Q 230	民事信託とファイナンシャルプランナー	304
Q 231	民事信託と生命保険アドバイザー	305
Q 232	民事信託と弁護士	306
Q 233	弁護士の関与率の増加	308
Q 234	誇大広告リスク	310
Q 235	実務能力のない専門家とは	311
Q 236	信託利用者の自己防衛方法とは	312
Q 237	遠藤英剛弁護士による厳しい指摘	314
Q 238	士業者と組成過誤責任	315
Q 239	不完全な信託契約書の例	316
Q 240	信託組成過誤訴訟とは	317
Q 241	金融機関からみた問題のある信託案件	318
Q 242	意思確認の懈怠事例	320
Q 243	停止条件付信託契約のリスク	321
Q 244	私署証書の悪用リスク	322
Q 245	国家資格と信託法	323
Q 246	弁護士と司法書士の協働	324
Q 247	行政書士と司法書士の協働	325
Q 248	民事信託の実用化における司法書士の先行	326
Q 249	司法書士会への期待	327
Q 250	司法書士行為規範	329
Q 251	非弁行為の非合法的な法律事務の執行	330
Q 252	最初の民事信託の実務に関する士業者研修会	332

## 第7章 民事信託の融資

## (民事信託案件に対するファイナンス)

## 【第1節 民事信託の融資の基本】

Q253	事業用融資における保証意思説明公正証書	336
Q254	民事信託案件のファイナンス典型例	337
Q255	民事信託案件に対するファイナンスの標準化	337
Q256	信託設定後の融資の可能性	340
Q257	民事信託の設定時期と債務の成立時期	341
Q258	民事信託融資の諸論点の時系列	342
Q259	民事信託融資を検討する際のチェックポイント	343
Q260	民事信託融資の使用用途の例	344
Q261	民事信託融資の実現のための準備事項	345
Q262	信託借入の可能性と信託契約書	346
Q263	信託設定後のファイナンスとその形態	347
Q264	信託財産責任負担債務	348
Q265	信託財産責任負担債務の明確化	349
Q266	当然に信託財産責任負担債務となるのか	350
Q267	融資残債務	351
Q268	債務を信託財産責任負担債務にしたい場合	351
Q269	既存債務と信託財産責任負担債務	352
Q270	抵当権と信託財産責任負担債務	353
Q271	債務引受に伴う抵当権変更登記	354
Q272	信託財産責任負担債務と抵当権登記	354
Q273	敷金返還債務と信託財産責任負担債務	356
Q274	信託融資と受託者の地位	357
Q275	受託者の債務負担	358
Q276	受託者の固有財産	359
Q277	信託財産に対する融資か否か	361
Q278	受託者個人に対する融資	361
Q279	金銭消費貸借契約書作成上の注意点	362
Q280	信託契約書と金銭消費貸借契約書の一体性	363
Q281	民事信託ファイナンスにおける用語	364
Q282	信託融資と「信託口」口座	364
Q283	「信託口」口座の債権保全機能	365

Q284	受託者の個人口座使用のリスク	366
Q285	信託貸付と専門家の説明責任	367
Q286	債務者・保証人のバリエーション	368
Q287	信託融資の債務者	370
Q288	民事信託融資における当初債務者の設定	371
Q289	受託者＝債務者である事例	372
Q290	委託者兼受益者＝債務者の問題点	373
Q291	委託者兼受益者＝債務者のリスク	374
Q292	新規ファイナンスにおいての問題意識	374
Q293	委託者兼受益者の死亡による信託終了のリスク	375
Q294	受託者の無限責任と金融機関の説明責任	377
Q295	受託者の無限責任の承継リスク	378
Q296	受託者の認知症リスク	378
Q297	辞任・解任等に伴う受託者の債務	379
Q298	受託者の無限責任と法的根拠	380
Q299	責任財産の優先順位	381
Q300	限定責任信託に対する融資	382
Q301	責任財産限定特約付融資	383
Q302	アパートローン商品とノンリコースローン	384
Q303	民事信託とノンリコースローン	385
Q304	担保の取り方	385
Q305	抵当権と質権	386
Q306	信託財産の抵当権と受益権の質権	387
Q307	担保取得の方法論をめぐる議論	388
Q308	質権不要論 VS 必要論の助言責任	389
Q309	受益権証書の禁止特約と質権設定	390
Q310	抵当権設定と登録免許税	391
Q311	受益権に対する質権設定の仕組み	392
Q312	受託者を債務者としないことの債権保全上のリスク	394

## 【第2節 民事信託の融資と税務リスク】

Q313	認知症対策と融資	395
Q314	相続に伴う債務控除	396
Q315	相続税の債務控除	397
Q316	債務控除を目的とした民事信託	398
Q317	債務控除を目的とした民事信託のリスク	399

Q318	信託の収支計算の重要性	399
Q319	債務控除と信託契約書	401
Q320	民事信託における債務控除の法的根拠	402
Q321	商事信託における債務控除の法的根拠	402
Q322	民事信託における債務控除の実現	404
Q323	保証債務と連帯債務	404
Q324	信託の清算と債務控除	405
Q325	債務の確実性	406
Q326	信託財産の独立性の重要性	407
Q327	委託者兼受益者の死亡と債務控除	408
Q328	債務控除に関する相続税法の条文	409
Q329	債務控除に関する信託法の条文	410
Q330	債務控除と相続税法9条の2第6項	411
Q331	債務控除と受益者連続型信託	414
Q332	受益者連続型信託に対する融資	415
Q333	融資における債務控除の可否	416
Q334	債務控除と信託法181条	417
Q335	連帯債務と負担割合	418
Q336	債務の借換による受託者の信託内借入	419
Q337	特定委託者	420
Q338	受託者による信託の変更権限	421
Q339	相続税法上の特定委託者	422
Q340	受益者変更に伴う登記と税務	423
Q341	専門職信託監督人への期待	424
Q342	親族による信託監督人	425

### 【第3節 民事信託の融資の方法】

Q343	抵当権付不動産の信託設定	427
Q344	秘匿された信託設定と詐害信託	428
Q345	抵当権付不動産の信託設定に対する承諾	429
Q346	金融機関を無視した信託設定と既存債権	430
Q347	金融機関の債務引受と登記申請	431
Q348	管理信託と管理型信託	432
Q349	管理信託における債務引受	433
Q350	既存の抵当権設定物件と「信託口」口座	434
Q351	抵当権設定物件と任意売却	435

Q 352	委託者が債務者であり続けると起きる問題	436
Q 353	信託登記と抵当権設定登記の連件申請	437
Q 354	信託財産責任負担債務と債務引受契約	437
Q 355	委託者の債務留保	438
Q 356	個人の信用力と与信審査	439
Q 357	予備的受託者の与信審査	440
Q 358	連帯保証人の候補	441
Q 359	連帯保証人候補の範囲	441
Q 360	受益者を連帯保証人にすべきか	442
Q 361	第二次受益者を連帯保証人にすべきか	443
Q 362	新受益者と債務の承継	443
Q 363	受益者と法定相続人	444
Q 364	予備的受託者と連帯保証人	445
Q 365	委託者・受託者の相続人と連帯保証人	446
Q 366	融資残債務の承継に関する問題点	447
Q 367	委託者の債務の承継	448
Q 368	委託者の債務承継と委託者の地位承継	448
Q 369	受益権の相続禁止と受益者の債務	449
Q 370	受託者の債務負担と連帯保証	450
Q 371	信託財産責任負担債務化を欠いた場合の問題	451
Q 372	受託者の債務引受の方法	451
Q 373	信託財産責任負担債務とするための方法	452
Q 374	貸付期間中の債権管理の注意点	453
Q 375	複数受益者と連帯保証契約	454
Q 376	抵当権消滅請求	454
Q 377	賃料収受口座の未変更	455
Q 378	信託財産責任負担債務と受託者の明示	456
Q 379	受益者変更・指定権者の設置と融資リスク	457
Q 380	信託の終了と債務承継	458
Q 381	信託の終了と帰属権利者	459
Q 382	債務者の金融機関への報告・届出義務	460
Q 383	信託貸付における金融実務の過去事例	461
Q 384	信託融資案件のモニタリング項目	462
Q 385	金銭消費貸借契約の表明保証の活用	463
Q 386	金銭消費貸借契約書中の誓約条項	464
Q 387	融資審査における受託者の善管注意義務	464



Q 388	融資審査における予備的受託者の指名	465
Q 389	遺留分を侵害している信託契約	466
Q 390	遺留分侵害と親族紛争	467
Q 391	受益者連続型信託における遺留分侵害リスク	468
Q 392	遺留分侵害案件に対する金融機関の対応	469
Q 393	遺留分侵害と相続法	470
Q 394	民事信託と遺留分制度の交錯	472
Q 395	民事信託の遺留分侵害	474
Q 396	信託財産説と受益権説	475
Q 397	遺留分侵害額請求先	476
Q 398	遺留分侵害と受益権の評価	477
Q 399	民法改正と遺留分侵害	478
Q 400	遺留分制度の民法改正で解消された論点	479
Q 401	遺留分制度の民法改正で解消されない論点	480
Q 402	民法改正と信託行為減殺説	481
Q 403	民法改正と受益者減殺説	482
Q 404	融資を謝絶すべき信託案件	483
Q 405	「××逃れの」民事信託	484
Q 406	融資審査と組成支援者の適法性	485

#### 【第4節 民事信託の融資の審査】

Q 407	金融機関独自の審査基準の違い	486
Q 408	適法な信託の存在	488
Q 409	金融機関による審査の外注	489
Q 410	金融機関と信託会社の連携審査	490
Q 411	審査コストの考え方	491
Q 412	融資審査と信託の変更制限	492
Q 413	融資審査と信託の終了制限	493
Q 414	融資審査と利益給付制限	494
Q 415	融資審査と受託者の任務終了事由	495
Q 416	融資審査と借入制限条項	496
Q 417	融資審査と届出等条項	497
Q 418	融資審査と受託者の交代	497
Q 419	融資審査と信託終了時の債務取扱の明確化	498
Q 420	融資審査と信託関係人の設置	499
Q 421	融資審査と受益者代理人の設置	500

Q 422	受益者代理人の設置と受益者の意思決定	501
Q 423	受益者代理人と信託監督人の設置	502
Q 424	融資案件における親族信託監督人のリスク	503
Q 425	融資審査と法人の受託者	504
Q 426	融資審査と受託者法人の利用目的	505
Q 427	受託者法人の信託財産に対する与信	506
Q 428	受託者法人における代表理事＝委託者兼受益者のリスク	508
Q 429	複数の受託者法人への理事就任リスク	509
Q 430	融資審査における受託者法人の内部構成	509
Q 431	法人と信託を用いた節税スキーム	510
Q 432	既存法人による民事信託引受の融資審査	511
Q 433	融資審査と受託者法人の責任財産の限定	511
Q 434	受託者法人の信託財産とその管理	512
Q 435	融資審査における受託者法人理事の連帯保証	513
Q 436	融資審査における外部士業者代行	514
Q 437	民事信託融資における信託内容へのコミット	515
Q 438	融資残債の担保物件と審査項目	516
Q 439	民事信託融資の新規融資審査と審査項目	517
Q 440	融資審査の前提となる信託契約の項目	519
Q 441	民事信託融資の新規融資審査の条件と取扱例	521
Q 442	民事信託融資の債権保全のための期限の利益喪失	523
Q 443	民事信託賃貸物件の債権保全と差押え	523
Q 444	民事信託融資と出口戦略	524
Q 445	民事信託融資と受託者の固有財産への差押え	525
Q 446	受益権処分のリスク	525
Q 447	民事信託の受益権に対する差押え	526
Q 448	賃料収入と信託配当の差押対象の差異	528
Q 449	受益権に対する質権（平22・11・24通達）	528
Q 450	融資債権と「信託口」口座の預金債権の相殺	530
Q 451	信託の破産リスク	530
Q 452	民事信託融資の金銭消費貸借契約	532

## 第8章 民事信託のための「信託口」預金口座

### 【第1節 「信託口」口座の基本】

Q 453	民事信託の組成件数実績	534
Q 454	良い民事信託・悪い民事信託	535
Q 455	民事信託と口座の名称（の多様性）	536
Q 456	「信託口」口座の定義	537
Q 457	「信託口」における金融機関の内部手続	538
Q 458	「信託口」口座と信託口座	540
Q 459	金融機関における「信託口」口座の開設	541
Q 460	「信託口」口座の効用と功績	542
Q 461	「信託口」口座と信託帳簿作成機能	545
Q 462	「信託口」口座の暫定的な要件	546
Q 463	「信託口」口座の仕組み・機能・効果	548
Q 464	「信託口」と分別管理義務	550
Q 465	「信託口」と受託者の善管注意義務違反	550
Q 466	金融機関の「信託口」に対する士業者等の不満	551
Q 467	信託専用口座と「信託口」口座の違い	553
Q 468	金融機関に共通する「信託口」指針	554
Q 469	「信託口」口座の諸論点	555
Q 470	「信託口」口座を一般化するための課題	556
Q 471	「信託口」口座契約の法的性格	557
Q 472	銀行法における「信託口」口座の提供業務	559
Q 473	「信託口」口座の表記方法	560
Q 474	委託者変更と口座名義の変更	561
Q 475	「信託口」の屋号口座	562
Q 476	「信託口」の屋号口座をめぐる紛争	564
Q 477	「信託口」の屋号口座のリスクと説明責任	564

### 【第2節 「日弁連信託口口座ガイドライン」等】

Q 478	「信託口」口座開設における金融機関審査	566
Q 479	「信託口」に対する金融検査（予想）	567
Q 480	受託者の個人口座に対する差押命令への対応	569
Q 481	受託者口座の差押命令における識別不能問題	571
Q 482	「日弁連信託口口座ガイドライン」	572

Q 483	仮差押え・国税滞納処分（「日弁連信託口座ガイドライン」）	575
Q 484	「信託口座」識別不能問題と現場の反応	575
Q 485	差押命令の識別不能問題に関する議論の経緯	578
Q 486	差押命令の識別不能の判断	579
Q 487	第三者異議の訴えで解決すべきとする説	580
Q 488	差押命令の識別不能問題と金融機関の対応	581
Q 489	「信託口座」口座の開設と専門家責任	582
Q 490	信託財産に属する金銭の保全	583
Q 491	受託者個人に対する滞納処分による差押え	584
Q 492	「信託口座」口座不要論	585
Q 493	「信託口座」口座の危機	586
Q 494	「日弁連信託口座ガイドライン」と後継受託者	588
Q 495	委託者や受益者の差押命令への対応	589
Q 496	識別可能な「信託口座」口座	590
Q 497	受託者死亡時の「信託口座」口座の取扱い	591
Q 498	受託者死亡時の「信託口座」口座の取扱い（「日弁連信託口座ガイドライン」の想定する方法）	592
Q 499	後継受託者以外の新受託者の選任（「日弁連信託口座ガイドライン」）	595
Q 500	受託者変更による新受託者への審査（「日弁連信託口座ガイドライン」）	597
Q 501	FATF 勧告が与える「信託口座」口座への影響	599

### 【第3節 審査・開設基準・払戻し・受託者交代】

Q 502	「信託口座」口座開設の審査の項目	602
Q 503	「信託口座」における公序良俗性の判断	604
Q 504	善管注意義務の軽減と審査リスク	605
Q 505	信託登記の留保と「信託口座」の問題	607
Q 506	公証人の認証と公正証書の差異と「信託口座」	608
Q 507	「信託口座」口座におけるペイオフの考え方	609
Q 508	「信託口座」口座のペイオフ判断と受益者	609
Q 509	「信託口座」口座開設とマイナンバーの申告	610
Q 510	犯収法等による取引時確認	611
Q 511	自己信託と「信託口座」口座開設の問題点	612
Q 512	暦年贈与と「信託口座」口座	614
Q 513	「信託口座」口座への固有財産金銭の預入れ	615

Q514	「信託口」口座の不正利用と対応	616
Q515	士業者信託監督人の普及率の低さ（問題点）	617
Q516	「信託口」口座開設時の契約書の文面審査	617
Q517	契約書上の「信託口」口座特定のリスク	619
Q518	契約書上の受益者となるべき者の明確化	619
Q519	相続人による「信託口」口座に対する払戻請求	620
Q520	前受託者の相続人による「信託口」口座に対する払戻請求	621
Q521	信託財産管理者による「信託口」に対する払戻請求	622
Q522	職務代行者・信託財産法人管理人による「信託口」口座に対する払戻請求	624
Q523	清算受託者による「信託口」口座に対する払戻請求	625
Q524	帰属権利者による「信託口」口座に対する払戻請求	626
Q525	「信託口」口座からの払戻後の受託者の使用使途の確認	627
Q526	「信託口」口座のインターネットバンキング利用	628
Q527	「信託口」口座の普及の経緯	629
Q528	金融機関の「信託口」口座の審査方法状況	631
Q529	「信託口」口座開設の審査申請のタイミング	632
Q530	「信託口」口座の審査基準の統一性	633
Q531	「信託口」口座の開設のための信託契約条項の審査事項（民事信託士協会の場合）	633
Q532	地域金融機関における「信託口」口座の審査申込方法の事例	635
Q533	全国金融機関における「信託口」口座審査基準の分類	636
Q534	「信託口」口座と信託の成立要件	637
Q535	「信託口」口座と信託の積極的成立要件	638
Q536	信託の成立要件たる所有権の移転に関する誤認	638
Q537	「信託口」口座の非取扱いに係る消極的基準	640
Q538	違法の疑いのある信託の例	641
Q539	士業者の清算受託者の就任と信託業法違法リスク	642
Q540	士業者による予備的受託者と「信託口」口座審査	644
Q541	認知症対策の信託契約における信託目的の明示の必要性	645
Q542	士業者等の受益者代理人就任と「信託口」口座審査	646
Q543	士業者以外の受益者代理人就任と「信託口」口座審査	648
Q544	行政書士の受益者代理人就任と「信託口」口座審査	649
Q545	宅建士の受益者代理人就任と「信託口」口座審査	650
Q546	親族の受益者代理人就任と「信託口」口座審査	651
Q547	受託者と任意後見人の兼務における「信託口」口座審査	652

Q 548	金融機関ごとの審査基準にばらつきがある項目	653
Q 549	複数受託者の複数名義の「信託口」口座	654
Q 550	「信託口」口座審査における遺留分侵害のおそれ	655
Q 551	「信託口」における国外居住者の受託者要件	656
Q 552	信託財産が僅少な「枠だけの信託」と「信託口」	657
Q 553	停止条件付信託契約と「信託口」口座審査	659
Q 554	「信託口」口座審査の形式的基準の例	660
Q 555	「信託口」と専門家による信託契約書作成	661
Q 556	信託開始後の専門家支援の懈怠	662
Q 557	信託の実質的要件に関する審査	664
Q 558	「信託口」口座審査における受託者の権限規定と特定性	664
Q 559	「信託口」口座審査における受託者の権限内容	666
Q 560	「信託口」口座の運営手続に関わる審査項目	667
Q 561	受託者の任務終了事由に関する審査項目	667
Q 562	「信託口」口座の取引終了に関わる確認事項	669
Q 563	「信託口」口座提供における信託関係人の積極的設置条件	670
Q 564	「信託口」口座審査における委託者と受託者の関係の確認	671
Q 565	「信託口」口座審査における委託者と受託者の親等の制限	672
Q 566	「信託口」口座審査における受託者個人の信用力	673
Q 567	「信託口」口座審査における委託者の親族関係	674
Q 568	「信託口」口座審査における委託者の親族関係の確認方法	676
Q 569	「信託口」口座審査における受託者の親族関係	677
Q 570	「信託口」口座審査における受益者の親族関係	679
Q 571	金融機関による委託者・受益者の死亡確認	680
Q 572	金融機関による受託者の死亡確認	682
Q 573	受託者の死亡と「信託口」口座の取扱い	683
Q 574	受託者の死亡に伴う「信託口」口座の一時凍結	684
Q 575	金融機関と受託者相続人の印鑑	685
Q 576	「信託口」口座の預金取引契約の相手方	686
Q 577	受託者の死亡と「信託口」口座の名義変更	686
Q 578	受託者の解任と「信託口」口座の存続問題	687
Q 579	「信託口」口座審査における委託者面談の要否	688
Q 580	民事信託の利益相反リスク	689
Q 581	受託者の個人口座を利用する場合のリスク	690
Q 582	「信託口」と受託者の権限濫用・不正の防止策	691
Q 583	「信託口」口座における受託者の届出事項	692

Q584	「信託口」における信託変更の事由と届出事項	693
Q585	「信託口」口座開設時の後継受託者の定め	694
Q586	信託の変更方法と金融機関への届出	695
Q587	信託終了事由の発生と金融機関への届出	696
Q588	信託終了事由の変更と金融機関への届出	697
Q589	受託者の任務終了事由変更と金融機関への届出	698
Q590	「信託口」運営の金融機関の免責事項	698
Q591	金融機関の「信託口」口座謝絶と説明責任	699
Q592	預金契約と「信託口」の倒産隔離機能	701
Q593	「信託口」口座における不正払出防止機能	702
Q594	「信託口」口座開設と信託契約書の確認事項（その1）—信託銀行の法務担当者からの指摘	703
Q595	「信託口」口座開設と信託契約書の確認事項（その2）—信託銀行の弁護士からの指摘①	706
Q596	「信託口」口座開設と信託契約書の確認事項（その3）—信託銀行の弁護士からの指摘②	708

## 第9章 民事信託コンサルティング

### 【第1節 監督指針と金融機関の信託支援コンサルティング】

Q597	金融機関による民事信託コンサルティング	712
Q598	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	713
Q599	金融機関のコンサルティングの実質的意味	715
Q600	民事信託コンサルティングの適法性の問題	716
Q601	税務相談の領域	718
Q602	受益者等課税信託	719
Q603	民事信託における税控除や各種特例	719
Q604	他益信託の税務リスク	720
Q605	複雑な組成&ミスによる税務リスク	721
Q606	信託期中の継続的支援	722

### 【第2節 賃貸用物件の信託その他】

Q607	賃貸用不動産における民事信託ニーズ	723
Q608	賃貸物件の民事信託のコスト	723
Q609	アパートローンと民事信託	724

Q610	自宅売却のための民事信託	725
Q611	賃貸用不動産の民事信託における対外的プロセス	726
Q612	賃貸物件信託の賃借人変更に要する手続き	728
Q613	信託の計算と手続き	729
Q614	信託の計算書が不要となるケース	730
Q615	受益者の確定申告時の注意点	730
Q616	信託事務と各種手続の段取り	731
Q617	遺留分対抗型の民事信託	732

### 【第3節 中小企業の自社株信託その他】

Q618	委託者の地位移転と信託条項	734
Q619	委託者の地位をめぐる登録免許税問題	735
Q620	自社株を信託する2つの目的	736
Q621	自社株信託の手続的事項	738
Q622	自社株信託に対する裁判例の影響	738

### 【第4節 利益相反、信託業法その他】

Q623	受託者＝帰属権利者設定と利益相反行為	740
Q624	帰属権利者と特定委託者	741
Q625	信託に関する法定調書の手続き	742
Q626	受益者別調書とその機能	742
Q627	受益者別調書と提出義務	743
Q628	受益者別調書が不要な場合	744
Q629	信託不動産にかかる地方税	744
Q630	民事信託の受託者と信託業法遵守	745
Q631	反復継続に該当しない基準	746
Q632	受託者報酬の考え方	747
Q633	士業者による受託者就任の可否	748

### 【第5節 農地の信託、ペット信託その他】

Q634	非農地化された土地の民事信託	749
Q635	農地の信託の可否判断	750
Q636	農地を農地のままでする民事信託	750
Q637	農地の信託が可能なケースとは	751
Q638	農地法の5条転用	751



Q 639	農地法5条転用と信託	752
Q 640	登記上の農地表示と地目の変更	753
Q 641	認知症対策としての農地の条件付信託契約の可否	753
Q 642	認知症対策における農地管理	754
Q 643	民事信託終了後の残余財産の取得者	755
Q 644	受益者と帰属権利者の非同一のリスク	756
Q 645	家なき子特例	757
Q 646	配偶者の二次相続を想定した信託	758
Q 647	ペットの信託の仕組みとは	759
Q 648	ペットの信託における受託者の義務	760
Q 649	ペットの信託における受益者とは	760
Q 650	ペットの信託における受益権の内容	761
Q 651	区分所有権の民事信託	761

## 【第6節 自己信託、名義預金その他】

Q 652	受益者以外の親族に対する信託財産からの利益の給付の可否	763
Q 653	受益者の扶養義務範囲と信託財産からの給付	764
Q 654	受益者以外への信託財産からの給付の可否	765
Q 655	親族の不正による犯罪成立の可能性	765
Q 656	家族信託に対する親族相盗例の適用の可否	767
Q 657	親族後見人に対する親族相盗例の不適用	768
Q 658	親族受託者への親族相盗例の不適用可能性	768
Q 659	親族受託者による不正は発見できるのか	769
Q 660	名義預金と自己信託の関係	770
Q 661	名義預金回避のための自己信託利用と課題	771
Q 662	自己信託における認知症リスク	771
Q 663	不動産信託における損益通算の禁止	772
Q 664	「特定組合員等の不動産所得等に係る特例」とは	773
Q 665	信託契約にまたがる損益通算リスク	773
Q 666	親族会議への立会いとリスク	774
Q 667	信託財産と委託者名義の留保の可否	775
Q 668	委託者個人の預金口座の流用	776

## 第10章 民事信託の実務論点

## 受益者連続、帰属権利者、後見との関係

Q669	受益権証書と受益証券	778
Q670	受益権証書の発行禁止条項という迷宮	779
Q671	家族信託の初期における誤解	780
Q672	親族間信託に対する法人課税信託	780
Q673	信託法と税法のズレ	781
Q674	受益者等が存在しない信託と税務リスク	782
Q675	将来の受益者が委託者の親族である場合の課税リスク	783
Q676	受益者等が存しなくなってしまう信託と税務リスク	783
Q677	後継ぎ遺贈型の受益者連続信託のリスク	784
Q678	連続受益権に対する差押え	785
Q679	連続受益者に対する課税	786
Q680	受益者連続型信託（税法）と受益者連続信託（信託法）の異同	786
Q681	受益者連続と遺留分	787
Q682	受益者連続信託の金融機関の手続き	788
Q683	複層化信託と課税リスク	789
Q684	受益者連続信託の持続可能性	790
Q685	受益者連続における登記実行処分の実確実性	791
Q686	受益者連続型信託における課税	792
Q687	帰属権利者の決定と遺産分割協議という論点（その1）	795
Q688	帰属権利者の決定と遺産分割協議という論点（その2）	796
Q689	相続人を受益者指定権者とする事による受益者＝帰属権利者の決定と いう論点	798
Q690	受益者間の遺産分割協議という論点	800
Q691	委託者の遺言による帰属権利者指定という論点	801
Q692	専門家主導の複雑な民事信託スキーム	803
Q693	遺産承継型の民事信託のリスク	804
Q694	事業者主導の民事信託のリスク	805
Q695	信託監督人の普及の遅れ	806
Q696	相続登記の義務化	808
Q697	後見人の権限行使不可条項	810
Q698	信託期中における成年後見人の選任の可能性	812
Q699	受益者代理人設置のリスク	813

Q700	信託期中における成年後見人の選任のリスク	815
Q701	成年後見人による委託者兼受益者の権限の行使	816
Q702	任意後見契約と民事信託の併用	817
Q703	任意後見契約と民事信託の調整の必要性	818
Q704	停止条件付信託契約と任意後見契約	819

## 第11章 民事信託の実務の基本的枠組み

### 【第1節 信託の基礎】

Q705	民事信託解説書の選び方	822
Q706	一般向け解説書のリスク	823
Q707	普及期の初期の民事信託解説書のリスク	825
Q708	民事信託分野における議論の繰り返し	826
Q709	ネット情報のリスク	827
Q710	それぞれの信託当事者の機能	829
Q711	信託の定義	830
Q712	積極的な信託の成立要件	832
Q713	信託の消極的要件	833
Q714	信託の通謀虚偽表示	834
Q715	信託の固有の効果	835
Q716	信託の倒産隔離の効果	836
Q717	脱法信託	837
Q718	信託設定のための財産処分	838
Q719	信託財産にできる財産	840
Q720	全財産を信託財産とする契約の可否	841
Q721	譲渡可能な権利と信託財産	842
Q722	信託登記の効果	842
Q723	信託登記を要するケース	843
Q724	委託者の権利	845
Q725	信託契約の公正証書化	846
Q726	信託契約の公正証書化の意義	848
Q727	公証人と公証役場	849
Q728	公証人の民事信託に対する積極的関与	850
Q729	公証人の宣誓認証とは	853
Q730	委託者の代理人による公正証書の可否	854

Q 731	受託者の代理人による公正証書化	855
Q 732	信託契約の公正証書化における必要書類	856
Q 733	公証人・公証役場の管轄	857
Q 734	公証人による出張サービス	858
Q 735	公証人からみた民事信託	859
Q 736	信託法上の受託者の義務	860
Q 737	受託者の第三者への責任	861
Q 738	受託者の信託関係者に対する責任	862
Q 739	認知症対策の民事信託における受託者の実務	863
Q 740	福祉型信託における受託者の責任	864
Q 741	受託者が信託引受時に検討すべき事項	865
Q 742	受託者候補者が確認すべき事項	866
Q 743	受託者による信託収支の想定	867
Q 744	信託費用の償還	868
Q 745	信託設定時に受託者が確認すべき事項	869
Q 746	信託財産の価値と流動性等の確認	871
Q 747	信託契約の当事者	872
Q 748	信託契約書の「信託の目的」とは	873
Q 749	信託の目的と受託者の義務	874
Q 750	「信託目的」の定型化・形式化のリスク	875
Q 751	「信託の目的」に対する金融機関の審査	877
Q 752	信託目的の機能	879
Q 753	登記上の「信託の目的」	881
Q 754	登記上の「信託財産の管理方法」と「信託の目的」の違い	884
Q 755	受託者と受益者の利益相反リスク	885
Q 756	信託の効果発生日	886
Q 757	信託設定時の必要書類の引渡し	887
Q 758	信託設定日と費用分担	888
Q 759	信託契約上の信託期間の定め	888
Q 760	委託者の表明保証とは	889
Q 761	民事信託契約書における表明保証の内容	890
Q 762	信託不動産に関する表明保証	892
Q 763	受託者の表明保証とは	894
Q 764	信託設定時の不動産の確認	896
Q 765	信託設定時の不動産確認事項	898
Q 766	受託者による信託事務の確認	901

Q 767	信託設定時の遡留分侵害の有無の確認	902
Q 768	信託の収支計画の策定	903
Q 769	受託者の信託事務の準備	903
Q 770	信託の収支予定の作成方法	904
Q 771	信託不動産における保険の付保	905
Q 772	受託者の変更に伴う付保保険名義の変更	906
Q 773	信託不動産の境界の確認	907
Q 774	不動産の民事信託における第三者委託	907
Q 775	居住用物件と委託者兼受益者の管理事務	908
Q 776	士業者による受託者支援	909
Q 777	士業者による信託事務の一部代行	910
Q 778	受託者変更の想定	911
Q 779	受託者としての法人利用	912
Q 780	受託者の死亡による法定手続	913
Q 781	受託者の破産や後見開始による法定手続	914
Q 782	受託者の変更とリスク	915
Q 783	民事非訟事件としての受託者の変更	916
Q 784	裁判所に対する辞任許可の申出	917
Q 785	信託財産管理命令	918
Q 786	信託財産管理人の選任	919
Q 787	裁判所による新受託者の選任の手続き	920
Q 788	受託者交代の際における信託事務の引継ぎ	921
Q 789	新受託者による信託財産の確認	923
Q 790	受託者変更と権利義務承継の手続き	923
Q 791	新受託者の就任と信託の計算とその承認	926
Q 792	受託者の変更に伴う信託契約の見直し	927
Q 793	受託者変更に係る所有権移転登記	928
Q 794	新受託者の就任拒絶	930
Q 795	受益者の変更に係る受託者の事務	930
Q 796	委託者兼受益者の死亡における受託者の事務	931
Q 797	受益者変更に伴う通知義務	933
Q 798	受益者変更時の受託者と受益者の合意	935
Q 799	受益者変更の際の変更契約の締結	935

## 【第2節 信託の計算事務】

Q 800	信託の計算事務	937
-------	---------	-----

Q801	信託元本	938
Q802	信託収益	939
Q803	修繕積立金	939
Q804	信託事務処理積立金	940
Q805	公租公課積立金	942
Q806	保険料積立金	942
Q807	計算期日・計算期間・報告日	943
Q808	収支計算	943
Q809	信託元本組入	944
Q810	受託者の帳簿作成義務	945
Q811	受益者による記録の閲覧	947
Q812	受託者による信託財産状況報告	948
Q813	信託財産状況報告書の内容	949
Q814	計算事務の委託	950
Q815	受託者の計算事務	951
Q816	収益物件の収支	953
Q817	信託財産の貸借対照表	954
Q818	信託財産の損益計算書	956
Q819	信託利益処分計算書	957
Q820	賃料収入内訳	958
Q821	閲覧等請求	958
Q822	信託の組成に関する関係者の合意	959
Q823	受託者の推定相続人の協力	960
Q824	委託者の推定相続人の協力	962
Q825	予備的受託者	963
Q826	信託監督人の設置の判断	965
Q827	信託監督人への同意権の付与	967
Q828	信託監督人の適格性	968
Q829	信託監督人の規律の維持	970
Q830	任務懈怠による信託監督人の解任	971
Q831	任務懈怠による信託監督人への責任追及	972
Q832	受益者代理人の職務と不正リスク	973
Q833	信託監督人の合意書	974
Q834	信託監督人の具体的な職務内容	975
Q835	信託監督人と予備的信託監督人	976
Q836	受託者による身上保護事務と信託事務	977

Q 837	専門家による意見書、調書、報告書等	978
Q 838	専門家責任と表明保証	979
Q 839	民事信託で利用できる裁判所に対する非訟事件申立	980
Q 840	裁判所による信託監督人の選任	982
Q 841	信託監督人と受益者代理人の違い	983
Q 842	信託監督人の選任申請の方法	984
Q 843	賃貸物件の信託譲渡時の賃借人への通知	986
Q 844	信託不動産である賃貸物件の事務処理	988
Q 845	受益権の処分制限	990
Q 846	受益権の担保設定に対する受託者の承諾	990
Q 847	受託者の権限外行為	991
Q 848	検査役の選任	992
Q 849	受益者変更に伴う信託変更登記	994
Q 850	信託変更と公正証書	995
Q 851	委託者兼受益者の死亡に伴う受益者変更に係る信託変更登記	995
Q 852	信託の終了時の非訟事件手続	997
Q 853	親族間信託における第三者関与の可能性	998
Q 854	親子間信託における利益相反リスク	1000
Q 855	受託者＝帰属権利者の利益相反リスク	1001
Q 856	受託者＝帰属権利者の民事信託に対する懸念	1002
Q 857	信託法182条3項と31条	1004
Q 858	信託変更ルール	1005
Q 859	信託の終了事由と信託行為の別段の定め	1006
Q 860	定型書式・ひな型・自動作成ソフト等のリスク	1007
Q 861	信託条項の起案方法	1009
Q 862	家族信託契約書の定型書式・信託条項のひな型を利用する際の注意点	1010
Q 863	信託財産の範囲—信託金での購入財産	1011
Q 864	信託財産の範囲—信託不動産の賃料収入	1013
Q 865	信託財産の消滅と信託の終了事由	1013
Q 866	受益債権の内容	1014

### 【第3節 家族信託の裁判例・懲戒例】

Q 867	裁判例と懲戒令	1016
Q 868	9・12判決—概要	1017
Q 869	9・12判決—信託の目的	1019

Q870	9・12判決—信託財産	1020
Q871	9・12判決—受託者の権限	1020
Q872	9・12判決—受益者および受益者となるべき者の指定	1021
Q873	9・12判決—受益者の意思決定方法	1022
Q874	9・12判決—受益債権の内容	1023
Q875	9・12判決—受益権の取得請求	1023
Q876	9・12判決—原告の主張	1025
Q877	9・12判決—裁判官の判断	1026
Q878	家族信託セミナーのリスク	1027
Q879	家族信託セミナーの遺留分対抗の信託の仕組み	1029
Q880	信託の濫用の意図を見抜く	1030
Q881	信託の目的と遺留分制度の潜脱意図の関係	1032
Q882	9・12判決—信託法学者による評価	1033
Q883	信託と遺留分制度に関する議論	1038
Q884	民法上の遺留分制度の概要	1039
Q885	9・12判決当時の改正前民法における遺留分減殺請求の枠組み	1040
Q886	民法改正による遺留分制度の変更	1041
Q887	信託と遺留分をめぐる論点	1043
Q888	信託財産説と受益権説の対立	1044
Q889	遺留分侵害額請求の相手方	1047
Q890	遺留分侵害額請求における受益権の評価	1048
Q891	9・12判決における信託と遺留分の問題に対する判断	1049
Q892	9・12判決における遺留分潜脱意図の評価基準	1050
Q893	9・12判決で残された信託と遺留分の問題	1051
Q894	10・23判決（東京地判平30・10・23）—親子間の紛争	1052
Q895	10・23判決—訴訟に至る経緯	1053
Q896	10・23判決—裁判所の判断	1054
Q897	10・23判決—信託の目的	1056
Q898	10・23判決—信託の終了事由	1057
Q899	10・23判決—専門家の関与	1059
Q900	10・23判決—公証人の関与	1060
Q901	9・12判決と10・23判決の差異	1061
Q902	10・23判決—事案の特徴	1062
Q903	10・23判決—信託契約の拘束力	1064
Q904	合意終了等に関する信託条項のひな型リスク	1066
Q905	撤回可能生前信託とは	1067



Q906	合意終了と単独終了	1068
Q907	生前の信託終了と帰属権利者の定め	1069
Q908	信託目的における「幸福な生活および福祉の確保」の有効性	1070
Q909	公正証書の紛争予防機能	1071
Q910	信託組成支援報酬の考え方	1072
Q911	家族信託の難しさ	1073
Q912	違法な信託契約	1075
Q913	親子間の紛争	1076
Q914	東京地判平31・1・25	1077
Q915	家族信託を行った司法書士の懲戒事例	1078
Q916	司法書士の懲戒事例—依頼者からの相談	1079
Q917	司法書士の懲戒事例—司法書士の教示	1080
Q918	司法書士の懲戒事例—司法書士の支援内容	1081
Q919	司法書士の懲戒事例—司法書士の認識度合	1082
Q920	司法書士の懲戒事例—懲戒処分理由	1083
Q921	司法書士の懲戒事例—懲戒処分の法的根拠	1084
Q922	司法書士の懲戒事例—懲戒処分の射程範囲	1086
Q923	東京地判令2・12・24信託無効確認請求事件	1087
Q924	東京地判令3・9・17（リスク説明義務違反判決）	1091

#### 【第4節 民事信託のための登記】

Q925	信託目録のリスク	1100
Q926	信託不動産の信託登記と分別管理義務	1101
Q927	信託登記と所有権移転登記	1104
Q928	信託登記の効果	1106
Q929	委託者からの倒産隔離	1108
Q930	受益者取消権の行使	1109
Q931	信託登記留保の2つの意味	1111
Q932	信託登記を留保する理由	1112
Q933	信託法改正時における信託登記の留保の議論	1114
Q934	信託登記の留保が招く法的リスク	1117
Q935	信託登記の留保と違法リスク	1119
Q936	民事信託の登記の識別	1120
Q937	民事信託の特徴的な登記情報	1121
Q938	信託目録とは	1123
Q939	信託登記の仕組み	1127

Q940	信託目録の仕組み	1129
Q941	無効登記となり得る事由	1131
Q942	信託目録との不整合	1132
Q943	信託目録の問題点	1134
Q944	登記記録と金融機関の審査	1136
Q945	金融機関から見た信託登記のチェックポイント	1137
Q946	「受託者＝帰属権利者」の実務論点	1138
Q947	信託清算時における登記申請の取扱例（1）	1141
Q948	信託清算時における登記申請の取扱例（2）	1141
Q949	信託清算時における登記申請の取扱例（3）	1143
Q950	信託清算時における登記申請の取扱例（4）	1144
Q951	信託清算時における登記申請の取扱例（5）	1145
Q952	信託清算時における登記申請の取扱例（6）	1146
Q953	信託終了時における登記申請構造に対する登記官の見解	1146
Q954	信託終了時における登記申請構造に対する信託法の考慮	1147
Q955	信託終了時における登記申請構造に対する検討事項	1149
Q956	受益者連続信託の登記リスク	1152

## 第12章 民事信託の補充論点と今後の活用

### 【第1節 民事信託実務の補充論点】

Q957	不動産信託に付随する金銭信託に対する金融機関の審査	1156
Q958	遺言代用信託と成年後見人の権限の限界	1157
Q959	成年後見人による信託変更権限（その1）	1159
Q960	成年後見人による信託変更権限（その2）	1161
Q961	成年後見人による信託終了権限	1162
Q962	裁判所による信託監督人の選任	1164
Q963	裁判所による受益者代理人の選任	1164
Q964	受益者代理人選任後の受益者の権利	1165
Q965	受益者代理人が保護すべき受益者の範囲	1166
Q966	信託監督人が保護すべき受益者の範囲	1167
Q967	信託監督人権限の拡大・伸長	1168
Q968	信託組成コンサルティングと非弁リスク	1169
Q969	信託期中における受託者の義務	1172
Q970	受託者の損失でん補責任等	1174

Q971	受託者への行為差止請求権	1175
Q972	受託者の権限濫用、不正行為等	1176
Q973	受益者の認知症発症と監督機能	1177
Q974	停止条件付の受益者代理人設置のリスク	1178
Q975	受益権の差押えと譲渡禁止	1180
Q976	受益権差押の禁止	1182
Q977	胎児・乳児の受益者指定	1183

## 【第2節 民事信託の今後の活用】

Q978	空き家対策における民事信託	1184
Q979	所有者不明土地問題	1185
Q980	所有者不明土地問題と民事信託	1186
Q981	米国の撤回可能信託	1187
Q982	撤回可能生前信託の米国での発展	1190
Q983	米国の信託事例と日本制度への影響	1193
Q984	日本における撤回可能自己信託の可能性	1194
Q985	米国生まれの「愛情ゆえの信託」とは	1195
Q986	日本の信託の未来	1196
Q987	信託を取り巻く環境	1198
Q988	望まれる信託法等の改正	1199
Q989	「信託の組成」格付用語解説	1200
Q990	中小企業の事業承継における株式信託	1202
Q991	生命保険信託	1203
Q992	新型コロナウイルスが民事信託に与えた影響	1204
Q993	自然災害リスクと民事信託	1205
Q994	自然災害リスクと信託の持続可能性	1206
Q995	危機時代の民事信託	1208
Q996	自然災害リスクに対する確認事項事例	1209
Q997	全国の地域金融機関が各地域の信託センターとなる日	1211

## 第13章 家族信託の基本・関連知識と日弁連のガイドライン等

### 【第1節 家族信託の基本】

Q998	家族信託	1214
Q999	家族信託を利用する理由	1215

Q1000	「家族信託を選択したほうが良い」といわれる場合	1216
Q1001	家族信託を用いる際にあり得るリスク	1218
Q1002	家族信託の優れた機能の例	1220
Q1003	家族信託の優れた点に対する注意点	1221
Q1004	家族信託の利用で注意すべき点	1223
Q1005	家族信託と信託会社等による信託の違い	1225
Q1006	家族信託の一般的な利用例	1227
Q1007	家族信託の基本的な形	1228
Q1008	家族信託の基礎となる家族構成	1229
Q1009	家族信託の仕組みの基本的な構成	1230
Q1010	家族信託が利用可能な場合とは	1233
Q1011	家族信託によって防止可能なこと	1233
Q1012	家族信託を支援する専門家を探す際のリスク	1235
Q1013	家族信託の専門家の探し方	1236
Q1014	家族信託における信託行為	1239
Q1015	信託法のデフォルトルールとは何か	1240
Q1016	家族信託の法務リスク	1241
Q1017	家族信託の税務リスク	1242
Q1018	家族信託の受益者以外の者に生じる税務リスク	1244
Q1019	認知症対策の任意後見契約と家族信託	1245
Q1020	家族信託と任意後見契約の類似点	1246
Q1021	家族信託と任意後見契約の相違点	1248
Q1022	家族信託の受託者と任意後見人の同一	1249
Q1023	家族信託を補完する任意後見契約の利用方法	1250
Q1024	家族信託の組成（設定）の方法	1251
Q1025	家族信託と銀行借入	1252
Q1026	家族信託の受託者の選び方	1254
Q1027	家族信託の受託者のリスクの許容	1255
Q1028	家族信託における受託者の権限	1256
Q1029	家族信託における受益者の扶養家族	1259
Q1030	家族信託における第三者のための担保設定	1260
Q1031	受託者が行う管理とは	1261
Q1032	受託者が行う処分とは	1262
Q1033	家族信託における受託者の信託帳簿作成義務	1264
Q1034	受益者の確定申告のための書類作成	1266
Q1035	家族信託の税務の考え方の基本	1267

Q 1036	負担付贈与	1269
Q 1037	受益者連続型信託の課税関係	1271
Q 1038	自益信託である家族信託の組成時の課税	1273
Q 1039	家族信託の組成で確認しておくべき相続の税務	1274
Q 1040	贈与税の計算	1275
Q 1041	定期金給付	1276
Q 1042	相続税の基礎控除	1277
Q 1043	相続税の計算方法	1278
Q 1044	遺産の分割前における預金の払戻し	1281
Q 1045	相続時精算課税制度	1281
Q 1046	小規模宅地等の特例	1283
Q 1047	配偶者の相続税の税額軽減	1285
Q 1048	家族信託の組成で確認しておくべき実家売却の税務	1286
Q 1049	不動産の譲渡所得課税	1286
Q 1050	マイホーム特例	1287
Q 1051	空き家特例	1288
Q 1052	空き家特例と信託の令和4年12月20日東京国税局文書回答	1292
Q 1053	租税特別措置法の課税リスク	1295
Q 1054	取得費加算の特例とは何か	1296
Q 1055	所得税法13条	1300
Q 1056	受益者としての権利を現に有する者	1303
Q 1057	夫婦間の不動産贈与の配偶者控除	1305
Q 1058	令和5年度税制改正における資産課税の改正点	1306
Q 1059	信託設定時における不動産の流通税	1307
Q 1060	信託終了時における不動産の流通税	1308
Q 1061	最判令4・4・19路線価節税否定判決	1311
Q 1062	印紙税	1313
Q 1063	特定一般社団法人等の課税規定の影響	1314
Q 1064	信託報酬の必要経費の算入	1316
Q 1065	事業承継税制と家族信託	1317
Q 1066	法人課税信託による重課税リスク	1318
Q 1067	公証人から見た時期尚早な家族信託	1319
Q 1068	公証人から見た注意すべき家族信託の組成	1320
Q 1069	公証人に対する疑問	1321
Q 1070	濫用的撤回不能信託への対処	1323
Q 1071	家族信託支援業務の手順	1325

Q1072	開かれた家族信託と閉じられた家族信託	1327
Q1073	家族信託の対象の財産となるもの	1329
Q1074	家族信託の受益権の内容	1330
Q1075	家族信託と債務	1331
Q1076	家族信託の委託者の役割	1333
Q1077	家族信託における委託者の地位の承継	1334
Q1078	家族信託における信託の目的	1334
Q1079	家族信託の変更	1335
Q1080	家族信託の帰属権利者	1337
Q1081	家族信託の清算	1339
Q1082	家族信託組成における委託者の判断能力の判定	1341
Q1083	家族会議・親族会議の開催	1344
Q1084	預金口座の凍結	1347
Q1085	任意後見の代理権目録から見た民事信託による補充	1348
Q1086	士業者の継続業務としての認知症対策	1349
Q1087	任意後見契約における代理権目録	1351
Q1088	信託法と税法における受益者の違い	1354
Q1089	小規模宅地等の特例の信託への適用場面	1356
Q1090	信託不動産の固定資産税の経費化	1357
Q1091	信託報酬による相続税対策	1358
Q1092	配偶者居住権と家族信託の比較のために（その1）	1359
Q1093	配偶者居住権と家族信託の比較のために（その2）	1360
Q1094	自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度	1362
Q1095	「信託口」口座の申込みのタイミング	1363
Q1096	公証役場の当日のスケジュール	1365
Q1097	公正証書作成の基本手数料	1366
Q1098	信託不動産の登記の登録免許税	1367
Q1099	金融機関が高齢者の認知症を知るとき	1368
Q1100	預金口座の代理人カード・代理人届・代理人指名	1369
Q1101	社会福祉協議会の日常生活自立支援事業	1370
Q1102	払戻しの資金使途の確認	1372
Q1103	家族信託に対する融資の流れの例	1372
Q1104	家族信託の終了時における実務	1374
Q1105	信託の軽微な変更の注意点	1376
Q1106	避けたほうがよい信託の発効時期の条件	1377
Q1107	受託者権限の具体的な明確化	1378

Q 1108	家族信託契約書における信託目的	1381
Q 1109	家族信託契約書における受託者権限	1382

## 【第2節 「日弁連民事信託業務ガイドライン」等】

Q 1110	日公連と日弁連の信託契約のモデル条項例	1383
Q 1111	日公連と日弁連の勉強会による信託目的	1384
Q 1112	日公連と日弁連の勉強会による停止条件付信託契約	1386
Q 1113	日公連と日弁連の勉強会による信託不動産の瑕疵	1387
Q 1114	日公連と日弁連の勉強会による信託財産責任負担債務	1388
Q 1115	日公連と日弁連の勉強会による金銭の信託財産	1389
Q 1116	日公連と日弁連の勉強会による株式の信託財産	1390
Q 1117	日公連と日弁連の勉強会による信託の追加	1391
Q 1118	日公連と日弁連の勉強会による委託者の特定	1391
Q 1119	日公連と日弁連の勉強会による委託者の地位の承継・その1	1392
Q 1120	日公連と日弁連の勉強会による委託者の地位の承継・その2	1393
Q 1121	日公連と日弁連の勉強会による委託者の地位の承継・その3	1394
Q 1122	日公連と日弁連の勉強会による善管注意義務	1396
Q 1123	日公連と日弁連の勉強会による分別管理義務	1396
Q 1124	日公連と日弁連の勉強会による利益相反行為	1397
Q 1125	日公連と日弁連の勉強会による信託費用の償還	1398
Q 1126	日公連と日弁連の勉強会による報酬	1399
Q 1127	日公連と日弁連の勉強会による受益者	1400
Q 1128	日公連と日弁連の勉強会による信託監督人と受益者代理人	1401
Q 1129	日公連と日弁連の勉強会による管轄裁判所	1402
Q 1130	日公連と日弁連の勉強会による受託者	1403
Q 1131	日公連と日弁連の勉強会による信託事務	1405
Q 1132	日公連と日弁連の勉強会による第三者委託	1406
Q 1133	日公連と日弁連の勉強会による帳簿等の作成等	1407
Q 1134	日公連と日弁連の勉強会による信託の変更	1408
Q 1135	日公連と日弁連の勉強会による信託の開始	1409
Q 1136	日公連と日弁連の勉強会による信託の終了	1410
Q 1137	日公連と日弁連の勉強会による残余財産の帰属	1411
Q 1138	「日弁連民事信託業務ガイドライン」の公表	1412
Q 1139	「日弁連民事信託業務ガイドライン」策定の目的	1413
Q 1140	「日弁連民事信託業務ガイドライン」の内容	1413
Q 1141	「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「依頼者の意思確認」	

.....	1419
Q1142 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「公正証書の作成」 .....	1420
Q1143 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「信託口座の開設」 .....	1421
Q1144 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「弁護士による継続的な 関与」.....	1422
Q1145 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「信託監督人又は受益者 代理人」.....	1422
Q1146 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「マネー・ローンダリン グ対策」.....	1423
Q1147 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における「民事信託に関する紛争 への対応」.....	1424
Q1148 「日弁連民事信託業務ガイドライン」におけるその他の実務上の留意点 .....	1426
Q1149 「日弁連民事信託業務ガイドライン」における民事信託と税務.....	1427

### 【第3節 家族信託の潜在力】

Q1150 信託の終了.....	1429
Q1151 合意による遡及効の可否.....	1431
Q1152 家族信託の組成時における確定測量の要否.....	1434
Q1153 遺留分侵害の家族信託における侵害額請求.....	1435
Q1154 家族信託の組成の期間.....	1436
Q1155 借地権の信託.....	1437
Q1156 軍用地の信託.....	1437
Q1157 ゴルフ会員権の信託.....	1438
Q1158 農地の停止条件付信託.....	1439
Q1159 生産緑地の信託.....	1440
Q1160 美術品の信託.....	1442
Q1161 自家用車の信託.....	1443
Q1162 特許権の信託.....	1444
Q1163 著作権の信託.....	1445
Q1164 上場株式の信託.....	1446
Q1165 債権の信託.....	1448
Q1166 さいたま地裁越谷支部令4・3・23判決.....	1449
Q1167 日本で最初の民事信託の実務に関する報告書.....	1451



Q1168	日本で最初の家族信託の実態調査	1454
Q1169	2022年9月までの日公連調査	1456
Q1170	公証人による民事信託と任意後見契約の併用事例の報告	1457
Q1171	2022年版の家族信託実務ガイド編集部による調査	1458
Q1172	2021年の家族信託普及協会による調査	1461
Q1173	信託登記の件数の増加トレンド	1463
Q1174	不動産の信託における私道	1464
Q1175	要介護状態区分	1465
Q1176	最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—	1466
Q1177	法定後見人による不正の減少	1468
Q1178	後見法の改正に向けて	1470
Q1179	友人・知人を受託者とする信託	1471
Q1180	金融機関における審査のリスク	1472
Q1181	信託法制定100周年記念の信託法学会	1473
Q1182	民事信託と転換期にある信託法	1476
Q1183	信託の潜在力を発揮するには	1477
Q1184	民事信託の推進と新井誠教授	1481

## 第14章 全国各地域における先進的な金融機関

### 【第1節 民事信託取扱金融機関における商品設計】

Q1185	金融機関担当者の視点	1488
Q1186	民事信託の難しさ	1489
Q1187	民事信託と金融法務	1490
Q1188	民事信託への取組手法	1491
Q1189	直接型の取組形態	1492
Q1190	提携型の取組形態	1493
Q1191	先行する地方銀行や信用金庫	1493
Q1192	信託取扱金融機関の公表（2015年9月～2017年11月）	1495
Q1193	信託取扱金融機関の公表（2017年12月～2019年5月）	1496
Q1194	信託取扱金融機関の公表（2019年6月～2020年2月）	1497
Q1195	信託取扱金融機関の公表（2020年3月～2020年12月）	1498
Q1196	民事信託の取組みを最初に始めた金融機関	1499
Q1197	非公表の取扱金融機関の増加	1500

## 【第2節 各金融機関の取組み】

Q 1198	住宅金融支援機構～賃貸住宅に係る民事信託の取扱い	1502
Q 1199	住宅金融支援機構～信託契約書	1503
Q 1200	住宅金融支援機構～信託譲渡の許容条件	1504
Q 1201	愛知信用金庫	1506
Q 1202	朝日信用金庫	1507
Q 1203	阿波銀行	1508
Q 1204	沖縄銀行	1510
Q 1205	オリックス銀行	1511
Q 1206	京都銀行	1513
Q 1207	熊本銀行	1514
Q 1208	京葉銀行	1516
Q 1209	佐賀銀行	1518
Q 1210	三十三銀行	1520
Q 1211	十六銀行	1521
Q 1212	城南信用金庫	1523
Q 1213	常陽銀行	1526
Q 1214	西武信用金庫	1528
Q 1215	高松信用金庫	1531
Q 1216	多摩信用金庫	1533
Q 1217	千葉銀行	1535
Q 1218	長野銀行	1537
Q 1219	浜松いわた信用銀行	1538
Q 1220	百五銀行	1540
Q 1221	福岡銀行	1542
Q 1222	北國銀行	1544
Q 1223	三井住友信託銀行	1545
Q 1224	武蔵野銀行	1548
Q 1225	山口フィナンシャルグループ（山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行）	1550

## 【第3節 証券会社の取組み】

Q 1226	証券会社による民事信託～「信託口」口座開設の審査	1552
Q 1227	証券会社による「信託口」口座の利用条件	1553
Q 1228	大和証券	1554
Q 1229	民事信託における有価証券投資の課題	1556

## 凡 例

本書で使用するは簡略表記は以下の通り。

### ●法令・通達等

例) 信託法第21条第2項第3号 ⇒ 信託21②三

民	民法
旧民	旧民法
民執	民事執行法
信託	信託法
信託規	信託法施行規則
信託業	信託業法
後見	成年後見制度の利用の促進に関する法律
任意後見	任意後見契約に関する法律
弁護	弁護士法
行書	行政書士法
税理士	税理士法
司書	司法書士法
宅建士	宅地建物取引士
不登	不動産登記法
不登則	不動産登記規則
不登令	不動産登記令
金商	金融商品取引法
農地	農地法
農地則	農地法施行規則
刑	刑法
相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相規	相続税法施行規則
相基通	相続税法基本通達
財基通	財産評価基本通達
所法	所得税法
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
法法	法人税法
地法	地方税法

登免法	登録免許税法
公益信託	公益信託ニ関スル法律
銀行	銀行法
円滑化法	成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
兼営法	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
犯収、犯収法	犯罪による収益の移転を防止する法律
犯収令	犯罪による収益の移転を防止する法律施行令
公証人	公証人法
遺言書保管法	法務局における遺言書の保管等に関する法律

### ●判決等

最高裁	最高裁判所
高裁	高等裁判所
地裁	地方裁判所
家裁	家庭裁判所

### ●判決搭載誌等

公証	日本公証人連合会機関紙
金法	金融法務事情
金判	金融・商事判例
判夕	判例タイムズ
判時	判例時報
家判	家庭の法と裁判
高判集	高等裁判所判例集
東高刑時報	東京高等裁判所刑事判決時報

### ●機関・団体等

日公連	日本公証人連合会
日弁連	日本弁護士連合会
日司連	日本司法書士会連合会
全青司	全国青年司法書士協議会
東京青司協	東京青年司法書士協議会
社協	社会福祉協議会

## ●その他

- 日弁連民事信託業務ガイドライン 民事信託業務に関するガイドライン  
日弁連信託口座ガイドライン 信託口座開設等に関するガイドライン

# 第1章

## 民事信託と 長寿化社会の現状

金融機関、そして、弁護士、司法書士、税理士、行政書士などの士業者、また、公証人、宅地建物取引士、あるいは、事業会社の人々から、そして、今や社会福祉士をはじめ福祉関係者の人々からも、民事信託や家族信託が注目を集めつつある（民事信託と家族信託の用語法と使い分けについては第5章を参照されたい。本書では、一般的に、親族間の信託という意味の家族信託を含んだ概念として民事信託という表記を用い、必要に応じて家族信託という表現を用いる）。なお、金融機関における民事信託取扱業務とは、金融機関が信託の当事者（受託者等）にならずして民事信託案件を取り扱い、主に支援する立場となる点で、新しい形態の業務である。

本章では、民事信託の普及の背景にある長寿化社会・人口減少社会の諸問題に関する基本情報を、民事信託の実務に関連する限りで、民事信託の相談実務や研修実務に必要な情報を、コンパクトに、すぐに取り出せるように、一覧性ある形で整理してみたい。老後の2,000万円不足問題で波紋を呼んだ金融審議会報告書の問題意識なども確認しておきたい。

## 信託コンサルティングのための各種データ分析

Q1

### 民事信託の効用

この数年来、全国の金融機関が所在する各地域の人々から、どうして、民事信託や家族信託が注目されているのか。

Answer

社会の高齢化の進捗が著しい。高齢化は、資産の凍結や塩漬けをもたらすリスクがあると指摘されており、地域経済や地域金融に与える影響も深刻であろうと予測されている。人口減少社会から生じる空き家問題や所有者不明土地問題なども深刻だ。そこで、民事信託がそれら問題の解決のための一手法として、注目を浴びている。

民事信託を活用することで、高齢化（とりわけ認知症）による資産の凍結や塩漬けを回避することが可能であるといわれている。実際、民事信託には、相続、遺言、後見という既存の制度を補充し、その一部を代替する機能があり、高齢者が有する資産の持続的な管理と将来にわたる活用、そして円滑な承継などを可能とする側面がある。

### 【解説】

高齢者の不安に対処する制度として、遺言、後見、民事信託の3点セットがある。遺言は死後の不安に対処する制度であり、後見は生前の不安に対処する制度である。しかし、民事信託は生前と死後の不安の双方に対処できるといわれる。民事信託は、信託された財産に関して、本人の意思判断を代替する機能がある。財産管理の範囲に限ってであるが、民事信託は、一定条件の下、事実上、成年後見制度に代替することができる場合がある<sup>1</sup>。そのように民事信託を活用した場合、熟慮の余裕な

1 新井誠教授は「成年後見としての活用を想定した場合、信託は任意代理以上に適格性の高い制度である」と指摘する（新井誠「成年後見制度の生成と展開」有斐閣、2021）。

く、いきなり法定後見を利用しなければならないという事態を回避することができるといわれる。なお、認知症対策のニーズは資産額の大小に関わらない。

民事信託には、遺産承継する者を指定する機能がある（遺言機能）。紛争可能性を最小化するように調整できれば、数代にわたる指定と承継が可能な機能もある。信託という範囲に限れば一定の資産活用や相続対策が可能となる。不動産の相続による共有化リスクも最小化しよう。高齢者の資産を狙った特殊詐欺の被害も、一定程度、防止することができるかもしれない。

よく知られるように、人口減少社会から生じる事象である空き家対策などの手法としても注目されている。その他、日本が超高齢社会を迎えた今、民事信託の効用を活用すれば、長寿化等から生じる一定の問題解決のための社会的に有用なツールとなるといわれている。

## Q2

### 認知症対策のための民事信託

認知症になると、財産管理のうえで何が困るのか。例えば、収益物件（賃貸物件）のオーナーが認知症になると、何ができなくなるのか。

#### Answer

民事信託・家族信託の典型例である不動産であれば、収益物件（賃貸物件）のオーナーが認知症になると次のようなリスクが指摘される。例えば、入出金管理、新規建築、不動産売買、修繕契約締結、大規模修繕の実施、請負契約締結、賃貸借契約締結、賃料その他の賃貸条件の決定などができなくなるといわれる。

#### 【解説】

認知症が進行すると、悪質リフォーム会社の工事詐欺などによる被害のリスクも生じるといわれる。なお、成年後見制度を利用した場合、財産の安定的・保守的な保全を主とするため、収益価値向上のための賃貸物件の大規模修繕等を実施することが難しいことや、不動産売買の投資的運用などが困難となることもある（この点、任意後見制度の柔軟化で補充し得る可能性についても、今後、その動向を注意しておきたい）。



Q3

## 日本人の長寿化

近年、日本において信託が必要であるといわれ出した大前提である「日本人の長寿化」とは何か。

Answer

日本人は年々長寿化している。1947年頃の男性の平均寿命は約50歳、1950年頃の男性の平均寿命は約60歳であったが、2020年時点で約82歳まで伸びている。女性は、1947年頃の平均寿命である約54歳から、2020年時点では約88歳まで伸びている（厚生労働省「第23回完全生命表」、「令和3年簡易生命表」）。

【解説】

現在60歳の方が80歳まで生きる割合は約78%、85歳まで生きる割合は約65%、そして、90歳まで生きる割合は約46%、60歳の方の約4分の1が95歳まで生きるという試算もある（国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」中位推計）。

なお、2021年では、65歳以上の男性の34.1%、女性の18.2%が働いており、このような労働比率は先進国中、格段に高い水準であるという（労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2023」）。

Q4

## 急速な高齢化の実情と今後の進展

民事信託が注目される要因として、日本における急速な高齢社会の進展があげられるが、その実情と予測はどうなっているのか。

Answer

現在、人口の3割が65歳以上の高齢者である。40年後には2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されている。

【解説】

総務省統計局によれば、高齢者とされる65歳以上の人口は、3,627万人である。総人口の29%を占める。そのうち、後期高齢者といわれる75歳以上の人口は1,937万人であり、85歳以上の人口は661万人で

ある（2022年9月現在推計）。日本は世界一の超高齢社会といわれる（65歳以上の人口が総人口に占める割合が世界一である）。

ましてや、厚生労働省の見通しによれば、2055年には、65歳以上の人口が総人口の39.4%を占めるという。内閣府によれば、2060年には、2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上となる。日本の街は、高齢者ばかりの風景が広がることになる。

## Q5

## 認知症患者数の急増と今後の予測

民事信託の普及の要因として、認知症患者数の急増がいろいろあるが、その実情と予測はどうなっているのか。

## Answer

2020年当時65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症であると試算されており、5年後には700万人を超え、30年後には認知症患者が1,000万人を超えると予測されている。65歳以上の高齢者の28%が認知症あるいはその疑いがあり、軽度認知症の人とあわせると65歳以上の4人に1人が何らかの認知・判断能力に問題があるという衝撃の結果が出ている。

## 【解説】

厚生労働科学特別研究事業の調査によれば、2025年には65歳以上の高齢者のうち730万人が認知症になるという。高齢者の5人に1人が認知症ということだ。また、既に85歳以上の高齢者の55.5%が認知症を発症しているという（厚生労働科学研究成果データベース「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」）。

同調査によれば、2050年には認知症患者が1,000万人を超える見通しである。認知症対策が、国民的課題であることがわかる。なお、認知症の人々の500万人弱に加えて、MCIと呼ばれる認知症と健常者の中間と評価される人々が400万人も存在すると推定されている（もっとも、MCIの人々のすべてが認知症を発症するわけではない）。

Q6

## 認知症になることへの高齢者の不安

民事信託普及の要因として、高齢社会において平均寿命が延びたことに比較して、健康寿命とのギャップが拡大していることが指摘されているが、それはどのような事態なのか。

Answer

現在、日常生活を支障なく過ごせる健康寿命と平均寿命との間の差が、およそ10年ある。男性の場合、平均寿命がおよそ80歳であるのに対して、健康寿命は、およそ70歳だ。平均寿命と健康寿命のギャップという問題の中でも、認知症の罹患と発症という問題があり、例えば、認知症を発症してから平均寿命を全うするまでの10年間の財産管理をどうするか、深刻な課題である。

【解説】

高齢化の進展による認知症の発症リスクの高まりから、資産が凍結されるリスクも高まっている。何ら対策を講じなければ、認知症となった人が保有する資産は凍結し、塩漬けされてしまう。ある民間機関の調査によれば、現在65歳以上の高齢者の不安の第2位として「認知症になることへの不安」があるという。いつの間にか自分を失ってしまうことへの不安である。

長寿を全うするために必要となる財産の適切な管理もできなくなってしまう。かような不安を払拭するため、高齢の人々の間で民事信託に対する関心が広まりつつある。

Q7

## 高齢化と金融機関の懸念

健康寿命と平均寿命のギャップから、金融機関が懸念していることは何か。

Answer

健康寿命と平均寿命のギャップから、その間、金融サービスの利用などが円滑に進まない事態が懸念されており、それを補充するための方法論が求められている。

**【解 説】**

金融審議会市場ワーキング・グループ「高齢社会における資産形成・管理」報告書（令和元年6月3日）は、平均寿命から考えると9～12年は、就労が困難など、日常生活に何らかの制限が加わる形で生活を送る可能性がある。日常生活に制限が加わるということは、金融面でいえば、就労の困難化に伴う収入の減少や、介護費用など特別の費用がかかることによる支出の増大といった家計の影響のほか、金融機関の窓口へ出向くことが困難になるなど円滑な金融サービスの利用にも支障が出るようになることから、この健康寿命と平均寿命の差を縮めていくことが重要であると指摘している。

**Q8****高齢者を狙った特殊詐欺事件**

高齢者や認知症患者を狙った特殊詐欺事件は、1年間に何件くらい発生しているのか。

**Answer**

警視庁によれば、2020年の特殊詐欺認知件数は13,526件（前年比マイナス19.7%）。2019年末時点の成年後見制度利用者数は210,290人（最高裁判所事務総局家庭局）。一方、2020年時点の認知症患者数は600万人以上と推定されている。

**【解 説】**

法定後見制度であれば、詐欺商法に対しては取消権が行使できるが、任意後見契約では一般的な取消権の行使はできない。信託の場合は、所有権そのものを受託者に移転するから、特殊詐欺事件の予防となるといわれる場合があり、「信託の目的」として取り入れられている事例もある。

Q9

## 高齢者への資産集中

民事信託が求められる理由の1つとしての、高齢者への資産集中と認知症による資産凍結という問題があるというが、それは何か。

Answer

現在、日本の金融資産の70%を60歳以上の世帯主の世帯で保有しているといわれる。なお、認知症患者の保有する金融資産額が家計金融資産全体に占める割合は、10年後には1割に達するという。認知症患者が保有する金融資産は、事前に信託その他の然るべき準備なき限り、凍結してしまうおそれがあり、社会全体として活用できなくなるリスクがある。

【解説】

総務省によれば、日本の金融資産は60歳以上の世帯主の世帯で約70%を保有する。要するに、日本の金融資産は高齢者世帯に集中している。その高齢者人口が増え続けることで、ますます高齢者世帯に対する資産集中度合が激しくなる。

Q10

## 認知症患者の金融資産保有率

認知症患者の金融資産保有率はどれくらいであると推定されているのか。

Answer

第一生命経済研究所の試算によれば、認知症患者の保有する金融資産額は、2017年度末時点では143兆円であるという。そして、2030年度時点では215兆円に達する見込みであるとしている。この家計金融資産全体に占める割合は、2030年度には10.4%に達する見込みであるという（第一生命経済研究所2018年8月28日「認知症患者の金融資産200兆円の未来～2030年度には個人金融資産の1割に達すると試算～」）。

【著者紹介】

渋谷 陽一郎 (しぶや よういちろう)



〔略 歴〕

兼営法上の信託銀行における法務部長・期中管理部長・審査部部長として不動産信託、債権信託、金銭信託等の信託実務に携わる。不動産証券化黎明期における格付機関ムーディーズの格付アナリストとして信託スキームや信託契約書群の審査に従事。不良債権時代のサービサー制度創設時におけるサービサー（認可1号）の初代法務コンプライアンス・監査役を務め、また、普通銀行における法務コンプライアンス等の実務を通じて25年間に亘って多種多様な信託の仕組みを経験する。最も早くから民事信託の理論と実務を提唱してきた一人として、信託登記の理論、受託者支援の実務、信託監督人の執務規律、「信託口」口座の仕組みを始めとする民事信託のインフラ構築を提言するなど、現在に至るまで民事信託支援業務の理論の最前線の一角を担う。

現在、東京都内において光が丘司法書士事務所の所長として信託登記・家族信託・相続・財産管理・渉外会社法務をはじめとする司法書士業務を行う。東京司法書士会会員（東京青司協幹事）。全国通訳案内士（東京都登録）、英検1級。

〔著 書〕（信託に係る単独著書のみを掲載）

『信託登記のための信託目録の理論と実務【第2版】』（民事法研究会、2023年）、『裁判例・懲戒事例から学ぶ民事信託支援業務の執務指針』（民事法研究会、2023年）、『民事信託の実務と書式【第2版】』（民事法研究会、2020年）、『民事信託のための信託監督人の実務』（日本加除出版、2016年）、『民事信託における受託者支援の実務と書式』（民事法研究会、2016年）、『信託目録の理論と実務—作成基準と受益者変更登記の要点』（民事法研究会、2014年）、『証券化のリーガルリスク』（日本評論社、2004年）

〔論文・論稿〕（信託に関する論稿のみを掲載）

「信託法入門セミナー(1)~(19)」登記情報552号~574号（2007年~2009年）、「商事信託(1)~(4)」月報司法書士447号~451号（2009年）、「改正